

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成18年10月23日

議 会 事 務 局

# 目 次

文教常任委員会

10月23日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第1号所管分の審査 .....	2
質疑（山本善信委員、石橋委員、藤浦委員、川口委員）	
採決 .....	50
閉会の宣告 .....	50

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成18年10月23日(月) 午前10時1分 開会  
午後 3時2分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長	嶋野浩一朗	副委員長	川口純子	委員	森西 正
委員	藤浦雅彦	委員	石橋徳治	委員	山本善信

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育総務部長	羽原 修	同部理事	福元 実		
同部次長兼総務課長	馬場 博	同部参事兼学校教育課長	大路 守		
総務課参事	岩見賢一郎	学務課長	田橋正一	同課参事	北野人士
学校教育課参事	前馬晋策	同課指導主事	筒井 豊	同課指導主事	宮地 仁
人権教育室長	平松直樹	教育研究所長	山本 泉		
生涯学習部長	奥田秋広	同部次長兼生涯学習スポーツ課長	中岡曰生		
同課参事	田川昭義	青少年課長	池上 彰	同課参事	小林寿弘
市民図書館長	高山真弓	同館参事	高田繁夫		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局書記	中井真穂
------	------	------	------

### 1. 審査案件

認定第1号 平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時1分 開会)

○嶋野委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、川口委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。質疑ある方は挙手いただきます。

山本善信委員。

○山本善信委員 おはようございます。

それでは、先日に引き続いて質疑を続けたいと思います。

まず第1に、今年の12月に小学校の適正配置に基づく統廃合ということで、一定の結論が出て、準備を進めておられるということでございます。この際、改めてこの6月の補正で特に味舌小学校と味舌東小学校の統合での施設の整備に関しての予算措置等に大きな変更を生じて倍額に近いような感じの補正をされたということでございまして、そういったことも含めて、去年12月に結論出されたことに関して、それまでにいろいろと論議をされ、またその後もその論議は続いているわけでございますけれども、統廃合の意義についてお聞かせいただきたいと思うんです。

まず、予算的な数字の面から言います、学校の運営経費そのものが1校当たり4,000万円とか5,000万円とかいう話がございまして、こういったことについての話とか、あるいはまた施設そのものについての、先ほどちょっと申しました味舌東小学校、味舌小学校のこの9月補正の中での話として、大きな形で事は動いたわけですが、そういったことがありますので、これから柳田小学校なりの施設整備に関しての準備がなされるわけでございますけれども、そういうことについての見通しが、去年度い

ろいろと計画を立てられ説明会を開かれたものと、どんなに変わっているのか、変わっていないのか、その数字を出されたことについての根拠をこの際、具体的に示していただきたいと思います。

それから、統廃合についての意義ということから考えて、教育的な観点からということが教育委員会の立場だと思います。小規模校については、いろいろとい点もあるけれども、いろいろと問題点が多いと。むしろ問題点が多いから統合するんだと結論から言いますとそういう話だったと思いますけれども、その教育的な観点から改めて統廃合することによって、どういういい点が出てくるのか。それが子どもたちの教育にとってどれだけ大事なのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、先日来からの質問でも明らかになりましたけれども、どんどん準備のための交流が進んでいるという話でありますけれども、柳田小学校の場合に、これが校長が統廃合の結論が出ると同時にいいと思いますが、この末に校長さんが、味生小学校でしたかに変わられたということですね。これは、非常に私はその交流とかなんとかいうことと同時に、こういった人事の面についても、十分に配慮して、特に前の柳田小学校の校長先生、ちょっと名前出して言うのはどうかと思いますけれども、あえて申しますと小椋先生、この方が三宅小学校の校長をしておられて、柳田小学校ということで両方の学校の事情、あるいはいわゆる保護者の事情、地域の事情なり、一番よくわかってやっていることと同時に、子どもたちにとっても特に三宅小学校からこちらへ、柳田小学校の方へ来る場合に、校長先生がそういう知った校長先生であるということです。

こういったことが、漠然としたもので、どうやというのをはっきり具体的には申せませんけれども、安心感が残るという状況の中であるのに、なぜこういうふうに変えられるような話になっているのかということが、ちょっと実は心配なんです。校長の人事云々の話をいろいろ云々することは事情があったり、あるいはまたそういった理由があるかと思えますけれども、そういった統合について、やっぱり子どもたちに安心を与えて、ちゃんと統合がスムーズに行くような形ということを考えてときに、今私が申し上げたようなことが、校長が変わるという話は、これは余りベターな話じゃないのじゃないかというふうに思いますので、教育委員会としてこの辺のところについて、どんな見解をお持ちかということをお尋ねしておきたいと思えます。

それから、統廃合の問題はそれぐらいで、まず答弁お聞きしてからまた必要があれば、また再質問したいと思えますが、次、2番目に奨学金の貸付について、不用額がかなり多く出ているということですね。直接関係はないんですけども、いわゆる就園奨励費については、どんどんふえていっているという状況の中で、同じような形で奨学金の必要な子どもたちがふえているように、私は逆に思うのに、この額がかなり不用額が出ているということについて、これは当たり前の話なのかどうなのかということ、この点について、その理由をお尋ねしたいと思えます。

それから、3番目に学童保育についてお尋ねしたいと思えます。現実の問題として、学童保育の子どもたちの数が毎年どんどんふえていっているということ。昨年特に柳田小学校なんかの例を申しますと、いわゆる学童の施設を改めて増築

する。しかし増築するのについて、それよりもむしろ全部やりかえた方がいいということで、新たな予算でやってしまったという話があるんですけども、そういったことでだんだん膨らんできているということについて、これは全市的に言えることだと思えますが、これがどんなふうな形で、これから対処していくのかということを含めて、特に平成17年度の現実を見た上で、これからどういうふうな考え方を持たれるのかということです。

ちょっといろいろ難しいかと思えますけれども、例えば通学距離の遠い子どもが学童で5時過ぎまでいてるということについて、何か別の方法で学校を終わったらすぐに学童の方へということは、何か一見いいようなんですけれども、特にこれから冬季になりますと、暗くなってきた時点から帰らないといけない。しかも通学距離が延びる。今度、三宅小学校、柳田小学校統合になりますと、距離がものすごく延びるわけですね。そういったこととのかかわりで考えたときに、学校の施設の中だけじゃなしに、ある程度拠点になるような最寄りのところで学童の施設を準備して、そこへ子どもを早い時期に帰るようにして、そこからまた次、学童で預かってしばらく面倒みておって帰ると、そういうやり方も考えてもいいのと違うかと。

ただ、これはいろいろ安全の問題とか、あるいはまたそういったこともかかわりがあるかと思えますけれども、提案として、そんなことは考えられないかということも思えますので、そんなことはできないのやということになるのかどうか。要はだんだんふえていることに対して、今の状態のままですのかということのを平成17年度1年間の様子を見て、あるい

はそこまで来るべき経緯を考えた上で、  
どういうふうにお考えなのかということ  
をお聞かせいただきたい。

それから、英語の指導助手の派遣の問題  
がございます。これは先日の議論にも  
具体的にありましたけれども、もちろん  
どんな場合でも、いろいろなことをやり  
ましても、その効果が具体的にどうい  
う形で出てきて、こんな成果が上がった  
んだということはなかなか言いにくいん  
だと思いますけれども、こういうふう  
に効果があったんだというふうにする  
のに、ある一定の期間もちろん必要な  
こと、あるいはもっと長い期間が必要  
かもしれませんけれども、現在の時点  
で、その指導助手を派遣することによ  
って、どんな効果が出て、それに対し  
てどんな評価をしているのかというこ  
とについて、お聞かせいただきたいと  
思います。

それから、これに関連してですけれど  
も、英語も結構ですけど、やっぱり一  
番大事なのは国語やないかと思いま  
すので、これも先日の議論の中に読書  
指導の問題とか、いろいろ議論して  
おられましたけれども、もう一度国語  
教育について、どんなふうにかこれ  
までの実績を積んで、今後どうする  
のかといったことについてお聞かせ  
いただきたいとしたいと思います。

それから、プールの安全対策です。学  
校のプールそのものに対する安全対策  
というのはいろいろと準備はされて  
おると思います。それで、いろいろ  
マスコミを賑わせましたレジャープ  
ールの吸い込み口に子どもが吸い込  
まれて四、五時間おったというような  
、あんな事故は起こらなくても、や  
はりそういったことが問題になりま  
した。そこで、その時点での話とし  
て、もう一度各学校なり、あるいは  
そういった施設について、点検され  
て問題点があったのかなかった

のか。あるいはまたどんな点検をさ  
れたのかということです。具体的に  
聞かせていただきたいと思いま  
す。

それから、6番目ですが、特色ある  
学校づくりということで、これも先  
日の議論がいろいろありましたが、  
その一定の予算を800万円でした  
か、丸い数字が出ていますが、これ  
をもとにして、各学校からこういう  
ふうにした、ああいうふうにしたと  
いうことで、実際の資料もいただい  
ておりますけれども、そういうこと  
に対して、その判断基準、特色あ  
る学校づくり、これならということ  
で、このお金を配分していくわけ  
ですけれども、その丸い数字とのか  
かわりで、一律に例えば50万円  
ずつ渡すんだという感じの、これ  
であと工夫してやりなさいという  
形では、やはりこれは積極的な意  
味はないというふうに思いますし、  
特に、ほかの話ですけれども、府  
の直接の福祉に関する予算なんか  
でも、3年間に渡ってこれだけの  
お金を渡すから、そっちで適当に  
考えていろいろ工夫してやりな  
さいという補助金の出し方も私は  
経験しているんですけども、同じ  
ようなやり方で、この特色ある学  
校づくりというのを考えたら、問  
題があるかと思えますし、その8  
00万円という数字がどういう形  
で何を基準に具体的に、こういう  
ところへこういうふうにかこれだけ  
の費用が要るから、あるいはまた  
それだけの費用の一部として、積  
算してこういう形になったんだと  
いうふうな具体的な根拠でわかり  
やすくどうされたのかということ  
をお聞きしたいと思えます。

それから、クラブ活動の問題につ  
いては、先日ありましたので、ただ  
学校によって、指導者の問題とか  
、そういったこともいろいろあり  
ますので、問題があろう

かというふうに思いますけれども、これは今後できるだけこういうふうにあってほしいという児童なり生徒なり、そういった希望が十分かなえられるような形の体制をとっていただきたい。

そして、先生の中でそういう形で指導者に適する方がおらないためにできないということじゃないように、別の形でそれをまた間接的に別の人をお願いするとか、そういった形で希望をかなえてあげてほしいというふうに、これは要望としておきたいと思います。

それから、8番目に児童生徒の生活指導についての教育委員会としての基本的な考え方について、いろいろ問題が各学校で部分的にそれこそ新聞ダネとか、いろいろ問題にならないような状態で、日常的に起こっている話だと思うんですけども。

例えば、服装とか、顔に変な化粧を試してみたり、ピアスをつけてみたり、茶髪にしてみたりというようなことについて、全く特異な例だと思うんですけども、そのことについて、どういうふうな形で指導しているのかと。具体的に保護者の協力を求めてこういうことにならないように、ほかの子どもたちに対する影響がどういふふうになるのかということについて、指導したところが逆に保護者の方から、何でそれがぐあい悪いんですかということと言われて、その後どうなっているのかということはまだつまびらかではないので、どこの学校でどうやということとはちょっと申し上げにくいわけですので、そういう話があったということを知っていますので、日常的な生活指導、児童生徒の生活指導が教育委員会なり学校の立場からどんな形で指導しておったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

これはもっと別の例で、これも先日議論にもありましたけれども、朝の食事をとらないで学校に来ることによって、いろいろ20%ぐらいでしたか、たしかおっしゃっていたと思うんですが、そういう子どもに対して、やっぱりちょっといろいろ問題があるということから、何とかそれを朝ちゃんと食事してくるようという形の保護者に対しての指導、協力を求めていくというのがありますけれども、そんなふうには現状は大体この前お聞きした数字ですけども、保護者に対してどんな形で話をされていっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、9番目は給食費の問題です。

これは、給食費の不納欠損になっている数字がありますね。それから未収になっている分がありますね。これは担任の先生が集めて一定の処置をしているということであるわけですけども、自動振替にはなかなかできにくいという部分もあるかということもあるようですけども、そういったことについて、本来、給食費集めたり何かするのが先生のお役目ではないはずなんですけれども、そういったことについて、どのように教育委員会として対処されて、どういう形で不納欠損になっているのかといったことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、10番目に関しての指摘ですが、交通専従員と子どもの安全見まもり隊やら、各地域で組織していただいているわけですが、これも交通専従員と、そういったこととの整合をもう少し図っていただく必要があるんじゃないかというふうに、実際に動いておられる場合でも見えていますので、今の状態のままでいいんだとか、こういうふうないろいろな連絡取り合っていてやっていた

だいているんだという話がありましたら、もう少し具体的にこの辺のあり方についてお聞きかせいただきたいと思います。

それから、11番目に図書館の問題です。昨年からいわゆる各公共施設の指定管理者制度ということで、図書館と公民館、これは外れています。これは法律の問題とかいろいろあろうかと思いますが、でも、なぜそこに別になっているのかということですね。これはちょっと私も承知が不十分なんで、なぜそういうふうになっているのかという事情だけを簡単に聞かせていただきたいと思います。

12番目に、教育相談事業がずっとやっておられて、一定の内容について例えば、不登校の問題とか、あるいはまたいじめの問題とかいうことで、これも先日議論にあったところでございますけれども、本当にその相談事業が十分機能したのかということについて、この間は具体的な数字として、いじめが2例ですか、あと不登校の問題も幾例かこういうふうに解決しましたという話がありましたけれども、できましたらそれ以上にもう少し詳しい内容について、どういう形でどれぐらいの時間に解決できたのかということを含めて、具体的な事例で、具体的に何がどうかということは言うつもりはありませんけれども、どういう形のそういう相談事業で具体的に動いているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、13番目ですが、耐震診断ですね。校舎等で順次進めていただいています。当該年度につきましても、鳥飼西小学校、それともう1校、2校具体的に工事が、多少年度を超えて繰り越して動いていますけれども、それであとまだどんどん進めなきゃならないと。できるだけ早いことしなきゃならないというこ

とではあるんですけども、いろいろ財政的な事情とか、そういったこともありますので、なかなか進みにくい。また片一方の事情もあるようですけれども、現在の時点で、あと何か所、しかもどれだけの費用がかかるか、積算しておられるのか。しかもこれから先の年次計画でももちろん進められると思うんですが、そのことについて、改めてこの機会に聞かせていただきたいと。

2校やった後、残った分、それまでにやった分がこれだけあるということも含めて、これからのことも考えてお答えいただきたいと思います。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 そしたら、私の方から、まず統廃合関連のご質問について、統廃合の意義についてということで、まずお答えしますけれども。今回、統廃合に取り組みましたのは、適正配置等審議会の答申をいただきまして、その線に沿って教育委員会で決定して、取り組んだものでございます。

その適正配置等審議会におきまして、統廃合の意義についても述べておられまして、基本的に学校の小規模化に起因いたします諸問題の解消を図るために、学校の適正規模と適正配置を進めるということ、それとともに、今後の教育の充実を図ると、そういう観点から取り組むようということでしたので、私どももそういう審議会の答申に沿って、今日まで進めてまいりました。

それで、当初にお示しいたしました数値と補正予算において、数値が変わったということで、具体的にということでございます。

まず、ご説明した中で、運営経費と設備経費に分けまして、運営経費につきましては、かねてより1校あたり統廃合す

るに当たりまして、大体4,000万円から5,000万円というお話をしておりますが、これにつきましては平成16年度の決算に基づきまして、三宅小学校と味舌東小学校の運営経費を出して、そういった部分が統配合に伴いまして、節減できるであろうということでお示した数字でございます。

それから、建築工事の数値について、具体的な数値を含めてということでございます。まず、統廃合進めるに当たりまして、議会の方でもお示しいたしましたが、平成15年の4月に試算した内容でございますが、三宅小学校につきまして、基本的に柳田小学校に受け入れするに当たりましては、普通教室が3教室程度必要と考えております。

これにつきましては、当初は、今ある柳田小学校の余裕教室の改修で賄えるということで、大きな整備費は不用ということでご説明いたしました。今日、私ども、2年半かけまして、保護者説明会等する中で、やはり一定、学校の施設の充実という観点からのご要望もいただいております。

それと、もう一つは、国の方から緊急の課題である耐震補強工事についても計画的に進めるようにという形が参っております。

それで、私どもは今回、まず統合に当たりましては、普通教室を3教室、余裕教室を転用するという考え方は変わっておりません。ただ、その普通教室として、資料室でありますとか、そういった部分のスペースを学校の方からも確保してほしいということがございますので、それに見合うスペースとして、現在の校舎の中では、それが生み出せませんので、建物として普通教室を1階に2教室程度で、2階程度の施設を今の施設以外に、新た

に建てる経費が必要であると考えております。

それと、三宅小学校、柳田小学校を受けるに当たりまして、先ほど言いました保護者要望等々を勘案する中で、今回は施設の整備の中に一応トイレの改修を設計業者の方に現在改修してもらうべく、そういった経費を入れております。

あと、それに伴います中の改修等々がございますが、大きくはその2つでございます。

それ以外に、先ほど申し上げましたように、耐震補強の工事につきましても国の方から計画的に進めるようにということで、今までは施設整備にかかる補助金につきましては、それぞれメニューごとに交付されていまして。しかし、国の方は耐震補強工事をまず進めるということで、それを重点的にするよという指導の中で、補助金が交付金化されまして、名称も安全・安心な学校づくり交付金という形の交付金1本に統一されまして、中身がメニュー化されているという中で、柳田小学校におきましても、私ども第一耐震診断した中でやっていかなければならない施設であると考えておりますので、この統合に合わせまして、柳田小学校の施設全体を耐震化工事したいと、今まででしたら1棟方式でやっておりましたが、今後は国の指導で、1つの小学校の施設全体を耐震していくということで、その交付金の優先順位が上がるという説明を受けておりますので、柳田小学校におきましては、柳田小学校の校舎すべて、今まではやっておりませんが、校舎すべてと、それと体育館につきまして、一括して整備したい。そういった内容で、現在設計業者の方へ委託しているということで、設計ができ次第、正確な数字についてはお示ししたいと。内容はそういうこ

とでございます。統合のことは一応そういうことでございます。

それと、プールの安全対策において、どういった点検なり指導を行ってきたかということでございますが、埼玉県の方で事故が起こったために、今年度に入りまして、プールの緊急点検ということで、実施しましたが、通年はプールの開始時、6月に開栓をいたしますが、プール清掃をするときに、水をすべて抜きまして、排水溝が確実にボルトで締められているかどうかというのを目視確認した中で、設備の安全は図っております。

また、水質につきましては、水質を一定に保持するために、循環ろ過器を運転するわけですが、それにつきましても、例年必要な水質になっているかどうかを確認しまして、水質にやや問題があるところについては、循環ろ過器を変える等、耐用年数が過ぎたものから、そういった改修をやってまいりました。

○嶋野委員長 中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 続いて、私どもの方で管理しております温水プールの件で安全対策についてご答弁申し上げます。

プールの方は平成17年当時は摂津市水泳連盟、現在はNPO法人を取得されていますが、摂津市水泳連盟に運営を委託しております。水泳連盟では専門の指導員が5名勤務しております。うち、基本的に2名が監視員として常時プールサイドで監視業務をしております。また、1階事務所、また2階事務所でもプールサイドが見渡せるようになっておりまして、緊急事態に備えております。

日常の点検でございますが、始業時点検ですか、毎日水質の点検、それから排水溝が幼児プール、2.5メートルプール1か所ずつありますので、まず2.5メートルプールは80センチ掛ける80センチ、

深さ35センチの大きい升があります。大体1センチぐらいの鉄製のふたで、8か所でボルトどめになっています。平ねじでございますので、もし緩んでおれば浮いてきますので、足で点検して浮いていることはめったにないのですけれども、確認しているということです。

幼児プールの方は58センチ掛ける58センチ、深さ27.5センチ、これはすぐ深さがそんなにありませんので、同じようなねじでとめております。

また、先ほど馬場次長の方もありましたように、ことし7月31日でしたか、埼玉県のふじみ野市の流水プールの事故を受けて、関係省庁の方から緊急点検ということで、報告を求め点検をしてきました。私どもの方も担当職員も出向きまして、実際ふたをあけて巣もぐりで、プールに何度も息継ぎしてもぐりながら点検してくれて、安全確保をし、万全な体制をとっておりますのでご安心いただきたいと思っております。

○嶋野委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 それでは、奨学資金貸付金の予算と不用額についてお答えさせていただきます。

この予算につきましては、高校1年生から3年生の分で、高校2年生と3年生は平成16年に現に奨学生になっておる数の実数で予算を計上しております。

それと、新1年生につきましては、経常的に20名という予算の枠の中で予算を計上しております。それで、予算のトータルは48人を計上させていただきました。この中で、3年生の人数が17人になりまして、また2年生が7人ということで、実際の奨学生の人数が減ったことと、それと平成17年の新1年生の数は44人申請があったんですけれども、この奨学制度は大阪府の育成会の制度と制

度もありますので、公立高校に入った場合は摂津市の条例施行規則の中で併用はできないということで、新1年生については28名の辞退者が出たということで、その中の不用額でございます。

○嶋野委員長 北野参事。

○北野学務課参事 私の方から、学校給食費の未納問題についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、学校給食費について不納欠損未納というのは毎年生じてございます。このために我々が講じております対策でございますが、委員ご指摘の銀行等による自動振替というのは現在12校中11校において学校給食費のみならず、学校諸費用を含めて振替はしております。

あと我々といたしましては、就学援助対象者、これが多うございます。平成14年度に学校長の要請に基づきまして、未納者に対して就学援助費をすべて学校払いにするという制度を設けました。さらに、平成16年から学校給食費については、就学援助対象者、平成17年決算では小学校で、39.7%はいらっやいます。この方々に対してすべて給食費については学校払いで100%徴収するという形にさせていただきます。

それで、収納率向上対策が講じまして、平成17年度の収納率は、99.8%でございます。未納は非常に少ないということで認識いたしております。

あとご指摘の学校の担任が収納事務を行うことについてでございますが、実際、収納事務全般は学校事務職が行っておりまして、担任の教諭が保護者と接触するという理由でございますが、やはり給食費が未納になるということは、家庭内に例えば経済的な影響、離婚であるとか、失業であるとか、そういう問題が生じた

結果であろうかなというふうに考えております。

これをやはりいち早く子どもの様子が学級の中で変わってくると。このことを担任が察知し、保護者と接触することで子どもたちにいい影響が出るかなということで、担任の先生方に接触をしていただいているということでございます。

○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、学校教育課にかかわります課題についてご答弁申し上げます。

まず、統合関係の教育的な観点からの現在の取り組みも含めてご答弁させていただきたいと思っております。この適正規模、適正配置の取り組みは、教育的観点からの取り組みであり、新しい魅力ある学校づくりを一層推進するということで、私どもの課といたしましては、行きたくてたまらない学校、学びのある教室の実現を図るために、個に応じた指導、より生きる力の育成を目指して、摂津こどもサポート事業を来年度から立ち上げ、統合に向けてそういった充実を図っていききたいと考えております。

より具体的には、現在、統合4校で定期的に対策特別委員会を開催し、特に2校の間では、特別委員会を設け、三宅小学校、柳田小学校、それから味舌小学校、味舌東小学校の合同の会議で統合後の学校の教育課程、特に子どもたちがいわゆる小規模のメリットではなく、適切な規模の中でどのような学校生活を送るのかということについての教育課程の論議を深めているところでございます。

続きまして、2点目に、英語指導助手の配置の効果の問題でございます。この点につきましては、特に小学校におきましては、ネイティブスピーカーの英語指導助手と一緒に活動することにより、言

葉としての英語や他の国の文化を知るよい機会となり、国際理解を深める貴重な場となっております。

中学校では、多くの生徒が英語指導助手と積極的にコミュニケーションをとる姿が見られており、ネイティブイングリッシュとすることにより、会話への意欲が高まっているということを私どもは評価をしております。

また、委員ご指摘の国語力の育成でございますが、この課題につきましては、国、府も含めて新しい指導要領を含めて、この国語力の充実が掲げられていこうとしておるところでございます。

本市におきましても、学力定着度調査の分析の中から、本市の子どもたちの国語力の不足分をやはり各学校で取り組んでいただくためにも、市といたしましては、研修会の充実、それから各学校で国語力の育成に取り組んでいただくとともに、特に教育課程の研究校の中に、味生小学校、鳥飼北小学校が国語力の育成という観点での研究をしていただいておりますので、この学校からの情報発信をしながら、教育委員会としても、国語力の充実にさらに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

3点目にプールの安全対策につきましては、学校教育課といたしましても、毎年度、主として摂津消防署による普通救命講習会に教職員が参加し、その伝達講習会を必ず各学校でプール開催まで行うようにしてきております。

また、水泳指導におきましては、児童生徒の安全を第一とし、児童生徒の健康状態の把握や水泳指導中の安全確認、監視などに留意するよう、各学校に周知徹底を図っておるところでございます。

続きまして、特色ある学校づくりの800万円のこの事業でございますが、こ

れにつきましては、各学校に特色ある学校づくり推進という形で、補助金を支給をしておりますが、これは、前回の文教常任委員会でもお答えさせていただきましたように、一律支給ではなく、各学校の取り組み内容を査定し、補助金の金額に差をつけておるところでございます。

その基準は、基本的には1つはやはり各学校の情報発信、研究開発等をしておる学校につきましては、その点を評価をしております。とともに、またその取り組んでおられる内容の課題の適切化と学校教職員が、一丸となって取り組んでいるというようなことについても評価をしながら、金額を査定しております。

さらに、この特色ある学校づくりは、教育学校のせつつ・スクール広場、それから校長先生、教頭先生の学校経営研究会の補助金としても使用をしております。

続きまして、生徒指導の課題でございます。この課題につきましては、中学校の生徒指導におきましては、各中学校ともピアス、茶髪等については校則で禁止をしており、その内容で子どもたち、保護者に対しても理解を求め、指導しております。

小学校におきましては、やはりまだ各学校の対応になっておる部分がございますので、現在、特に小中連携の中で、生徒指導についてもやはり連続した指導が求められておりますので、こういったピアス、茶髪についても認められるのではなく、保護者の理解を得ながら指導の徹底を図るように論議を現在積み重ねているところでございます。

また、朝食抜き等についての問題でございますが、これにつきましては、食育

がやはり学校だけではなく、地域、家庭上げて取り組む課題ということで、保護者に対する理解を、例えば各学校が調査をする折にその理解を求めるための保護者の啓発の文章を提示しながら、また結果が出た段階におきましても、保護者に対してそれを報告しながら、引き続き朝食を家庭の方でもとるような指導の文章を配付しておるところでございます。

○嶋野委員長 前馬参事。

○前馬学校教育課参事 それでは、私の方から学校の管理職の配置に当たって、ご答弁申し上げます。

各年度の学校管理職の配置に当たっては、各小・中学校の課題解決のため、例えば配置の年数、また退職等による欠員の状況、他市との人事交流など、さまざまな要素を考慮して、市全体の配置を決定しております。

もちろん、統合も1つの大きな課題であるとは考えておりますが、柳田小学校に今年度新しく配置いたしました校長も、その課題の解決に向け、全力投球してくれることを期待して配置しております。

よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○嶋野委員長 岩見参事。

○岩見総務課参事 13番目の耐震診断、耐震化工事ということでお答えさせていただきます。

平成10年より耐震化工事を着手いたしまして、当時、全棟数、小・中学校合わせまして、校舎48棟中、耐震化が必要であるという棟が39棟ございました。その後、平成10年より行いまして、耐震化工事11棟が済んでおるところでございます。

今後、統合等によりまして、耐震化工事がなくなるというところがございますので、残る棟数につきましては、24棟

というところがございます。

ただし、この分につきましては、体育館が入っておりませんでしたけれども、先ほど馬場次長の方からもご答弁いただきましたが、体育館についても耐震化すべきと国の方からも指導を受けておりますので、体育館も平行して現在まで1学校1棟方式で工事を進めてまいりましたが、学校全体を耐震化を進めるということで、体育館を含めて一緒に工事を進めてまいりたいと考えております。

ただ、今後の予定といたしましても、地震防災対策特別措置法が一部改正されておりますので、この体育館につきましても補助率のかさ上げがなされております。今後も交付金として有利な措置が講じられるように、第3次地震防災緊急事業5か年計画を総務防災課より大阪府の危機管理室に提出しておりますので、その5か年計画にのっとりまして、国の交付金を確保する中で、財政の状況もごございますけれども、毎年、計画的に実施してまいりたいと考えております。

○嶋野委員長 山本所長。

○山本教育研究所長 12番の教育相談事業についてでございます。

不登校、いじめ等に関し、本当に機能しているのか、詳しい内容ということでございます。学校のスクールカウンセラーが当たった事案でございますけれども、児童・生徒のカウンセリングは学校と協力して行うことが基本になっておりますが、具体例としまして、学校に行きにくくなった児童でございますが、直接のきっかけは、友人関係のトラブルでございました。その対応で、教師とのトラブルも少し発生したということでございますが、カウンセリングの中で、家庭内の問題のサインと見られるということがカウンセリングによりわかりました。

この児童はトラブルにつまずいたとき、児童みずからが持つ力が十分に発揮できず、学校に行きにくくなったため、母親のカウンセリング、児童のプレイセラピーを平行して行うことになりました。

児童は、箱庭や遊び、描画等のプレイセラピーの中で、トラブルのストレスを発散して、みずからを振り返ることでみずからが持つ力に気づくことができ、自信を取り戻し、日常生活の中で友人との関係を密接に結ぶことができるようになってまいりました。

母親はカウンセリングを通して、子どもが学校に行かないかもしれないという不安が軽減され、子どもの言動を素直に受けとめることができるようになり、それが不安から解放され、子育ての方法を顧みることができ、その遠因として家族関係にひずみができていたことにも気づかれました。子どもに負担をかけていたことを反省することができるようになったということでございます。母親の心が安定し、さらに夫婦関係等が安定すると子どもの症状は自然と消滅することができ、子どもは元気に毎日学校に登校でき、楽しく過ごすことができたという事例がございました。

○嶋野委員長 池上課長。

○池上青少年課長 それでは、私の方から学童保育室に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、柳田小学校が中心だったと思いますが、柳田学童保育室につきましては、入室希望児童数の増加に対応するため、平成17年度にプレハブを建てかえたところでございます。しかし、昨今、子どもが巻き込まれる事件の多発など、いろいろな社会情勢から建てかえを計画していた時期の予想を超える入室希望があります。また平成20年度の三宅小学校

との統合によりさらに入室希望児童はふえ、現在の態勢では対応し切れない状況が予測されるところです。

今後も入室基準を満たす児童を受け入れられるよう、また安全に保育が行えるよう、環境を整えるため運営体制や施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、家に近いところでの学童保育の実施についてご提案なんですけれども、摂津市におきましては、全学童保育室とも小学校内の余裕教室、もしくは小学校内の敷地にある専用施設で学童保育を実施しております。小学校内で保育を行うことについては、児童の様子や生活等について、担任の先生初め、教職員の方々と情報交換ができることや、緊急時や災害時に学校と連携した対応がとれること、また多目的教室や音楽室などを利用した活動ができることなど、子どもたちが放課後伸び伸びと活動できる環境があると考えております。このことから、学校内で学童保育を実施するのが望ましいと考えております。

なお、帰宅時の安全面についてですけれども、集団で帰宅するようまとまって帰宅するように日々指導しており、また保護者の方にもお迎えに来ていただくなど、保育室まで来なくても、仕事が終わった後、途中まででも迎えに来ていただくようお願いしているところでございます。

○嶋野委員長 小林参事。

○小林青少年課参事 質問番号10番、交通専従員、子どもの安全見まもり隊について私の方からご答弁させていただきます。

交通専従員さんにつきましては、現在主に低学年の下校時間内に合わせまして、原則として、通学路の中で信号機がなく

見通しが悪い交差点に、交通安全の観点から配置しております。

一方、子どもの安全見まもり隊につきましても、学校や家庭だけでは子どもの安全が確保し切れない中、地域の子どもは地域で守るという原点に立ち返ってこそ、子どもの安全を守ることができるという考えに基づきまして、平成17年度から発足した制度でございます。

本市におきましても、各小学校区におきまして、協力人数や活動内容に差はありますけれども、PTAを初め多くの地域の方々に事業の趣旨や目的を理解していただきながら、子どもたちの登下校時間帯を中心に安全パトロールや通学路での見まもり活動を行っていただいております。

どちらの事業も子どもの通学路を中心に子どもの安全を守る目的で実施しておりますので、どのような連携した取り組みが効果的なのか、研究していきたいと考えております。

○嶋野委員長 高山館長。

○高山市民図書館長 それでは、指定管理者制度についてご答弁申し上げます。

まず、指定管理者制度については、図書館につきましても、法律的な問題もありましたが、文部科学省の方では現行法の改正をしなくても、導入が可能であるという解釈が行われまして、それによって指定管理者制度の導入が速やかに行われることとなったわけでございますけれども、摂津としては、指定管理者制度を導入せずして、いわゆる民間委託せずして、直営でやるという方向を示したところでございますけれども、その理由としましては、指定管理者制度の目的は、民間事業者が持っているノウハウを公の施設の管理運営に反映させて、それによって、利用者サービスの向上を図っていく

ことにありますが、民間事業者の数が少ないということで、そのためどの程度のサービスの向上が図られるかどうか明確ではありません。そういうことが第1点です。

それとまた、図書館サービスは無料を原則としているために、民間の活力を経済的にいかすのにも限度があると考えております。図書館では、収益事業がないため、サービス向上に努めれば努めるほど、運営経費が高価になります。

それから、3番目としまして、図書館業務の中で最も重要な業務の1つに、選奨業務があるわけですが、選奨業務につきましても、日々の貸し出しや返却業務の中で、図書の動きを見たり、読書などの日々の研さんにより培われるものでありまして、経験が要求されるところであります。

また、蔵書の内容を維持するため、職員全員による継続的な努力が必要であります。市の図書館である以上は、市の図書館に置く図書につきましても、市が責任を持って選ぶということが必要であろうと考えております。

図書館では、市民の知る権利を保障するという役割がありますので、市民の知る権利を社会的に保障するためとしては、直営として、市が責任を持って行うべきではないかと考えております。

図書館という公のサービスを民間が行うことで、市民の知る権利を保障することが維持できるかどうかを考えましたところ、直営で運営することが望ましいのではないかと考え、現在直営で行っております。

○嶋野委員長 田川参事。

○田川生涯学習スポーツ課参事 公民館が指定管理者制度から外れている、その理由ですけれども、公民館につきましても

は、6館、現在市立公民館があるわけですが、社会教育法の20条から42条の公民館にかかわる規定に基づいて運営されておりまして、公民館各室の単なる施設の貸し館ということではなしに、社会教育法の22条にも規定されておりますが、公民館講座、あるいは講演会、レクリエーション等、主催の事業も実施していかなければならないということから、指定管理者制度にはなじまないということで、現在指定管理者制度にはなっておりません。

○嶋野委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 それぞれお答えいただいたわけでございますけれども。

まず、小学校の統廃合問題について、これはいろいろお答えいただきました。1つは、説明会等でも、あるいはその後、議会の議論の中でも一定こういうふうに通合することによって、こういうふうな教育効果、児童教育、あるいは生徒を教育する上で、こういうふうによくなっていくんだと、あるいはいいんだということについて、具体的にかなり説明されている部分があるんですね。ですから、その点について、教育委員会として、一定のいろいろ統廃合に向けてのちゃんとした特別委員会を両方学校から寄って、準備をしてやっておられるということはおわかりですけれども、そうしたら一体どこを目標にして、こういうふうがいいんだから、それに向けて今こういう形で通合するのに一番いい方法でやろうとしているんだと。方法論はそれはいいんですけれども、目標になるところが一体どういうところなのかということ、今までももちろん説明会等で具体化していろいろと説明されている部分ではあるんですけれども、その辺についての教育的な観点からのメリット、デメリットという言

葉はちょっとふさわしくないとは思っているんですが、統合によって教育効果がこういうふうになって、こういうふうがいいんだということについての話が出てこないといけないと思うんですね。その辺が非常にもちろん抽象論議になって申しわけないと思うんですが、その辺をどんなふうと考えておられるのかということです。改めて結論が出た時点で、これからそれに向かって準備する段階での話として考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、校長の人事のことですけれども、特に統合というような新たな人事配置についての要件が加わったわけですね。ところがそんなのは新しく来られる方が当然そのことも十分やっていますと今も答弁ありましたけれども、これは当然の話だと思えますよ。だけど、それは学校からの話で、あるいは教育委員会からの話であって、子どもたちにとっては、学校を見たときに、あるいは先生方を見たときに、一番象徴になっている校長先生が同じ人であるということについては、いつまでもそういう形で進めとは言いませんけれども、やはり子どもたちの不安を、あるいは統合がよりスムーズに行くためには、そういう配慮もあってもいいんじゃないかというふうに思ったりしましたので、申し上げたわけですね。

ところが、いや、その心配はないんだよと。もっとほかにもいろいろとそういうふうにして配置を変えた要因、理由はほかにもいろいろあるんだというようなご答弁だったと思うんですけれども、けど新たに加わった、こういう要件が一番大事な話だと。それはいやいや、それは心配ないと。これはあるか、ないかという話は、これは見解の分かれるところだ

と言われてしまえばそれまでですけども、そういう観点がもっと人事配置のファクターとして大きく加わってこなきゃいかんのに、わざわざそういう形になってしまったと。もう一定の結論が出た時点で、ぱっと変わってしまった。それはそうしたら一体、別のファクターというのは一体何やねんということについて、今ちょっと話がありましたけれども、そういう点についてもう一度考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、奨学金の問題ですけども、不用額出た理由についての話は具体的によくわかりましたけれども、とにかく制度があるわけですので、その制度が有効に生かされるように、それぞれできるだけ対象者に有意義になるように運用とか、あるいは貸付等についての判断をしていただきたいと、これはお願いしておきます。

それから、学童保育についての話はだんだんふえていくことによって、だんだんその体制はちゃんとしますというふうに言われましても、それはそれで当然の話として、具体的に膨らんできたときにいろいろ問題が出てきますけれども、その問題について、こんな問題が考えられますけれども、これについてはこういうふうに直していきますということを言ってもらわないといけないわけですし、一応の定員を確保しながら、その定員について、例えば40なら40という数字について、柔軟に対応しているんだということは、前は定員オーバーになったら待機者が出るというような話になっていたのを、融通をきかせて、多少定員オーバーすることになってもその中で補えるというふうに柔軟に対応できるようにはなってきたんですけども、しかしふえる方向としてはどんどんふえるというこ

とと、特に柳田小学校、三宅小学校の統合の場合には、三宅小学校の方が新たにぽんとふえるわけです。自然に徐々にふえてくるとかいうことではなしに、そんな形でぽんと来るわけですから、その辺のところについて、もっと具体的にどんな対応になるのかということ聞かせていただきたいと思います。

もう一度、その辺もう少しわかるように、ちょっと今のご答弁だけでは私は理解が不十分ですので、お願いします。

それから、英語指導助手の問題、あるいは国語教育の問題につきましては、これは抽象論議になりますので、余りこれ以上したくありませんのですけども、いつの時点を切って、しかもそれがこんな効果が出ていますというような、これもやっています、あれもやっていますと、それは実際にこういうふうちゃんと成果が出ていますという形でなかなか目に見えて、あるいはまた我々に検証してわかるような形で、なかなか言葉は出にくいということはわかるんですけども、なるほどこれをやったために、今、若干おっしゃいましたけれども、もっと皆さんにもわかるような形でやっていただけたらと思うんですけども。

これはいわゆる抽象論議になりまして、いつの時点でどういう形でというように、ようかん切ったみたいにはぽんと出るような話ではありませんので、これ以上は言いませんけれども、要は英語の問題もさることながら、国語の問題もあわせてしっかりやっていただきたいと思いますし、できるだけそういったことについて、摂津の教育効果がこういうふうに行っているためにこういうふう立派になってきたんだということがちゃんと周りに知れるような形の動きというのは、特に教育委員会としてやっていただきたいと願

いしておきたいと思います。

それから、プールの安全対策等であるわけですが、いろいろもちろんこういうふうには点検して、使用時、あるいはまたプール使用開始時にこういうふうにして安全を確認していますという話は、これはもちろんわかるんですけれども、この平成17年度にいろいろやった結果、どこも全然問題なかったということになるのか。部分的にこういうところがありましたけれども、こういうふうにしたためにちゃんと安全に運用できるようになりましたと。その話を聞かせていただきたいということを申しておりますので、もう一度、もう少し具体的に、何も問題なかったから、もうこれどうこう言うことではないんだということであれば、それはそれでいいんですけど、その点についてももう一度ちょっと確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

それから、特色ある学校づくりの話ですが、これも基準等についても、これも非常に抽象論議になりますので、どういう形で動いているために、これには10万円であって、こっちには20万円だということになるので、それはどうやとか、こうやとかいうことはなかなか難しいですし、またこれは独自の判断でやられる話ですから、ただ、少なくとも補助金のあり方として、とにかくこれだけあげるから活動しなさいというような感じのやり方は絶対にしてほしくない。

やっぱり1つ1つの事業について、計画について検証しながら、あるいはまた年度が終わりましたら、こういうことでやったために、それと費用対効果みたいな感じも含めて、十分に検証した上で、次の新しい年度の形でやっていただきたい。これはお願いしておきたいと思いません。

それから、児童・生徒の関係で生活指導の問題ですけれども、具体的に先ほどピアス、茶髪の話をしましたけれども、保護者にこれ禁止していますと言うけども、やってきてそれを注意して、保護者の人も来てもらって、同じように指導をしてもらうというふう具体的にやっただけけれども、聞くところによりますと、その保護者の方の方がむしろさらに輪をかけたみたいなの、生徒よりも輪をかけたような形の方が来られて、何でそんなんいけませんのやという話があったとか、なかったとかいう話を聞きましたので、そんなんに対して、ほかに対する影響を考えますと、何で悪いと言われたといってもこうですね、ああですねという感じのことをいろいろ指導されたと思うんですけれども、もうちょっとその辺のところを、特異な例かもしれないけれども、そんなことがあったことについて、実際にどういうふうにつかんでおられるのか。あるいはまた、それは教育委員会で報告が上がっていないのか、わかりませんが、そういったことについてももう一度具体的にどんな対応をされたのかということも聞かせていただきたいと思いません。

それから、給食費の不納欠損の問題、あるいは自動振替にして、実際の事務はもちろん教員外の方でしておりますけれども、給食費は直接にいろいろ児童の目に触れたり、あるいはいろいろな動きの中で、児童に不自然さが出たりするようなことで、教育上も余りよくない話が起り得る可能性というのはあるわけですから、慎重にやっていただきますと同時に、未収、不納欠損はほとんどなく、収納率100%近い数字が出ているということで、これはこれで了としたいと思いますけれども、今後、そういう問題が起

こらないように努力していただきたいというふうをお願いしておきたいと思えます。

それから、交通専従員と見まもり隊との整合の話ですけれども、これももちろん専従員は専従員で、一番問題のところに配置して、特にそのことを見ているんやという話は、今の答弁でももちろんそのことはよくわかっているわけですけれども、ただ、周りのボランティアとして動いていただいている方との間の、これは交通専従員、交通の問題だけ、あるいは見まもり隊、安全の問題だけということじゃなしに、常に子どもたちと地域との接触ということをよく考えて、運用していただきたいと、これもお願いしておきます。

それから、指定管理者制度の話も、今お答えのことで法的な問題なり、あるいはまた一定の、図書館の場合は、法律等で、あるいはまたそれに関する国からの指導等については、一定の判断が出ているようですけれども、本市独自としてのこういう考え方でやるんやということで、よくわかりましたので、これもやはり市民に親しまれるような形の図書館になり、また公民館等につきましても活発な活動が続くように、行政としても対応していただきたいと、これもお願いしておきたいと思えます。

それから、教育相談事業の問題で、具体的な事例を先生の方からいろいろと今、お示しいただきました。これは10件そういうことがありましたら、1件1件全部その対応が違おうと思えますし、大変な仕事だというふうに思うんですけれども、やはり摂津の子どもたちが、やっぱりちゃんとした形で過ごせるように、これからも十分保護者と連絡とりながら、あるいは地域との連絡をとり、また本人とも十

分連絡をとりながら、十分な指導をしていただいて、その相談事業としての機能が十分果たせるように、努力していただきたいとお願いしておきたいと思えます。

それから、耐震診断の工事の話で、それぞれ大体答弁いただいた数字で、あとやらなければならない部分の50%前後までできているということでもありますけれども、これから先について、年次的にきちっとした計画を立ててやろうとするわけですけれども、今まである程度知らされている数字かと思えますけれども、一体、全体としてはあと幾らぐらい予測できるんだと。幾らぐらい、10億円かかるか、20億円かかるかわかりませんが、その辺のところを示せる数字は、あとどれだけぐらいかかるんやと。

国の方から負担、補助をもらってどれだけ事が前へ進められるんやということも含めて、もう少し具体的に答えていただけないでしょうか。

以上で、2回目の質問といたします。

○嶋野委員長 池上課長。

○池上青少年課長 学童保育室の件に関してですけれども、柳田小学校でだんだんふえてきていると申し上げました。柳田小学校だけではなく、ほかの方もすべてなんですけれども、柳田小学校だけに関して言いますと、平成14年度が46名、平成15年度46名、平成16年度48名、平成17年度が65名、本年度が75名ということで、本当に当初建てかえを考えたときよりもはるかに増えてきているというのが現状です。

このことからしましても、まず問題点としましては、施設をどうしていくのかということになります。今の施設は大体70名、80名ぐらいで考えておったんですけれども、今、平成18年度で三宅小学校と柳田小学校、単純に足しまして

91名、これからの増加というのを考えていくと、100名近くにはなるであろうという予測ができます。

この支出につきましては、予算的な裏づけ、今のところないんですけれども、やはりもう一棟増築なり、もう一棟建てるか、また学校の施設を有効に使えるなど、これから関係各課と協議してまいりたいと考えております。

それと、あと人数がふえることによりまして、指導員さんの問題というのが出てきます。指導員さんにつきましては、今、各学童保育室とも正指導員と、あと人数においては加配の指導員をつけております。この人数、受け入れの児童が安全に過ごせるように、指導員さんの確保にも今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あと子どもたちにつきましては、今でもそうなんですけれども、各学校ごとに交流会というのをやっておりまして、三宅小学校、柳田小学校等の交流会、これは具体的に2つでやるというのは今はないんですけれども、そういったことにもしながら、通常保育とあと学校間の交流会というのも考えていきたいというふうに思っております。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 プールの安全対策について、結果をとということでございますので、お答え申し上げます。

平成17年度におきましては、先ほど申し上げましたが例年どおりに、排水溝の鉄蓋のボルト締め、所定の締め方をしているかどうか点検しまして、その時点では安全ということで確認いたしました。

ただ、参考に申し上げますと、今年度に入りまして、先ほど申し上げました埼玉県の事故がありまして、その排水溝の鉄蓋の中にある吸い込み口の防止金具に

ついても点検ということがございましたので、私どもはあの事故を受けまして、緊急に点検いたしましたところ、小学校におきましては、2校防止金具が設置されておりませんでした。したがって、すぐさまその設置をいたしまして、安全に今は運用できるという形にしております。

○嶋野委員長 岩見参事。

○岩見総務課参事 耐震化工事の具体的な金額ということで、年次計画であらわしております金額ということでお答えさせていただきます。

第3次地震防災緊急事業5か年計画ということで平成18年から平成22年度までに予定しております数字といたしましては、校舎16棟、体育館7棟ということで、約11億円強の金額を5か年計画で示させていただいております。

ただ、予算等の裏づけ等がございませんので、この金額はあくまでも資産ということでよろしく願います。

なお、交付金の入の方につきましては、一応2分の1ということで、この5か年計画にのっとりまして、2分の1ということになりますけれども、補助基本額がどこまでいただけるかというものもございまして、2分の1以下になるかと考えております。

○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、この統合にかかわる教育課程、教育課題についてのより目標的なものについてご答弁させていただきます。

この項目につきましては、私どもの市の推進しております、行きたくてたまらない学校、学びのある教室を推進するためにも、一人ひとりの子どもたちの自尊心をはぐくみ、自立した大人を育てることを目指して、個に応じた指導の充実、

それから、確かな学力の定着と豊かな心、体力の向上に努めることを基本目標としながらも、より具体的には少人数授業や習熟度別授業の充実を方向として出しているところでございます。

特に、算数、国語を中心に少人数授業や習熟度別授業を展開すること、それから、学習の充実と子どもたちの生徒指導の関連でも、幼少の段差解消を図るために、小学校の1年生の課題に対して適切に対応をしていくこと。

また、学習活動、読書活動に取り組めるように、学校図書室の機能の充実と小・中学校の図書教育の充実という形を方向づけとして提起をさせていただいているところでございます。

このことも含めまして、2校の合同の教育課程を編成するのは各学校に任されているところもございますので、教育委員会の方からそういった方向とまた人的な資源も含めて適切に論議をすることにより統合した学校が、先ほど申したような形で、より充実した確かな学力の定着、それから個に応じた指導が充実できるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、生徒指導の問題でございますが、この茶髪、ないしピアス等についての学校の校則としての禁止ということについては、先ほども申しましたように、中学校については従来からそのような形で対応をしておるところでございますが、小学校の方が、いわゆる生徒手帳に書かれた校則というような形にはなりませんので、やはりその段階で保護者との間で、そのことの指導をめぐっては、幾つかの事例を聞いております。1年生で入ってきた段階で、髪の毛が染まっているお子さんについて、保護者の方に、やはりできるだけそういうことがないよ

うにということ、いろいろな角度で指摘をし、相談もさせていただきますが、それが学校の指導に合わない場合が出てきております。

これは、年度を上げるに従いまして、やはり中学校を目の前にしたときには小・中の連携を含めて統一した形でそのことが指導されなければ、効果がございませんので、1年生で理解していただければ、2年生、3年生と進むに従って、さらに学校の方はお願いをしておりますが、最終的にはいわゆる学校生活と、家庭での生活を区別をさせていただきたいと。学校の生活のときには、やはりピアス等は必要がない。それから、茶髪についても、これは現実にはなかなか難しい問題でございますが、やはり少なくとも小学校生活を送ってもらうときには、それは適切でないという形としてご理解をいただくように努力はしておりますが、すぐにそのことが理解がいただけないケースもあることについては、私ども把握をしているところでございます。

○鳴野委員長 前馬参事。

○前馬学校教育課参事 先ほどの管理職の配置の問題でございますが、柳田小学校の前任校長、柳田小学校の前は三宅小学校の方に務めておりまして、三宅小学校、柳田小学校の両校のことをよく知っている、そういう校長として周囲からの安心感等もあるということも事実ではございます。

ただ、平成14年度まで三宅小学校におりました関係で、平成20年度新校を迎えますときには、三宅小学校で当時1年生だった子どもも卒業しているということで、そういう意味ではその当時三宅小学校にいた子どもは既に在籍していないというようなことはございます。ただ、委員ご指摘のように、両方のことを知っ

ていることで、そういう意味ではメリットもございますが、一方、もし校長交代するなら早目に交代して、この問題に取り組んで両校との調整をしながら、現在の柳田小学校を新しく動かしていくということも必要でございますし、その点、いろんなことを総合的に考慮して配置しております。

ただ、人事の面で両校の児童に不安感が生じないように、例えば一般の教諭等の人事交流を早目に進めるであるとか、さまざまな配置に関して、我々も不安がないように考慮していきたい。そのように考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○嶋野委員長 中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 プールの安全対策でございますが、平成17年度、問題はあったのかということでございますが、その件については承知しておりません。日常点検においては、毎日、月曜日休館ですけれども、朝一番に点検し、ふたの確認等々しておりますし、先ほど馬場次長の方からありましたように、埼玉県事故を受けてからも、ふたをあけて給水口の確認もしておりますので、今後も事故のないように対応していきたいと考えております。

○嶋野委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 それぞれ一定の答弁をいただき、ほぼ内容についても理解ができ、了解もできるわけですけれども、最初の統廃合の問題にかかわる人事の問題、これはもちろんそれを批判してどうのこうのとか、新しい校長がどうのこうのとか言っている話ではありませんし、現場の先生についてのお話が今ありましたけれども、こういうことは当然のこととして、配慮しながらやっていただいているというのはもちろんわかるんですけど

も、より子どもたち、あるいは保護者に安心する、非常に変わったことをやるわけですから、統合なんていうことはめったにないわけですから、だからそういったことについての配慮の意味からでも、そういう人事についても非常に大事な話ですよということ。そんなこと言われなくてもわかっているということかもしれませんけれども、そのことを申し上げたいために、今、いろいろ申し上げました。

ですから、あとその問題が起こらないように十分配慮していただきたいと思います。これは、味舌小学校、味舌東小学校の場合も同じことですし、特に三宅小学校の場合、小さいいわゆる小規模校でありながら、さらに先日も議論にありましたけれども、千里丘1丁目の子どもたちというのは、保護者の方がむしろ望まれているような裏の話があるんですけども、10人足らずの子どもが行くということになってくると、各学年、しかもクラスに入るとしたら、1人ずつ入りたいな感じになって、転校と一緒にやという感じの話がこの前の議論でもありましたので、そういったことを考えますと、本当に不安な面を持っていくということについて、そういったことについての配慮の中に、人事配置の問題を十分に考えてやっていただくことが大きな要素になることも大事だと思いますし、私自身が三宅小学校のときに、山田第二小学校から4年生から5年生になるときに分離したり、そういうことがありましたし、それから学年の途中でいろいろ問題がありまして、担任の先生が交代したりして、そういったことを私自身が子どものときに経験して、その気持ちの上で先生が変わられるとか、あるいはそういうふうな大きなことが起こったときにどんな感じを持っているかというのは気持ちが、ちょっ

とストレートにはなかなか申し上げにくい話ですけれども、感じ取っていますので、今の子どもたちがそんなんがきっかけになって不登校になったりするようなことも考えられはしないかということも思いますし、そういった不安を生じる要素をできるだけ取り除く意味で、さらに人事の問題も含めて努力していただきたいとお願いしておきたいと思えます。

あとはそれぞれ一定のご答弁いただきましたので、質問はそれで終わりたいと思えます。

○嶋野委員長 ほかに質問ございませんか。

石橋委員。

○石橋委員 若干重複する点があるかと思えますが、お許し願いたいと思えます。

まず、1番目に安全対策事業と子どもの安全見まもり隊事業についてであります。子どもの安全をいかに守るかという視点で、今現在では教委総務課と生涯学習課で所管が違ふのは、これは役所の都合で違ふだけであって、行き着くところは子どもの安全を守るという点に来ると思うんですね。この辺を一本化して、私はやっていくべきであると考えております。

また、平成17年度において、子どもが危険にさらされた事例があればお伺いしたい。

2点目、教育相談事業についてであります。事務報告書に詳細が載っておりますが、不登校については全体の件数の半数にのぼる数字が上がっております。このうちで、相談に成果があったのは何件あったのかということをご答弁お願いいたします。

また、昨今いじめによる自殺報道が新聞、テレビ等でされておりますが、本市についての相談の成果について、どのよ

うな成果があったのか、事例を挙げてご答弁をお願いいたします。

次に、学校・家庭連携支援モデル事業の内容についてももう少し詳細をご答弁お願いいたします。

適正配置に伴う児童支援プログラム事業の内容の成果について、この点について詳細を若干お願いいたします。

小学校理科教育等設備整備事業についてであります。政府、国からの担当大臣としてのイノベーションに重点を置き、科学の重要性が言われております。いかに児童に理科に関心を持ってもらい、理科を理解してもらおうのかということにウェートを置かれていると思えます。

この事業の位置づけについて、お伺いします。

次に、小学校就学援助事業の執行率であります。80.5%となっているのは、申請者数が要するに少なかったことなのか、この80.5%という数字の内容についてお聞きいたします。

次に、幼稚園バス運行についての現在の状況について、どのような状況になっているのかお答え願います。

次に、公民館まつりですが、私も昨日、新鳥飼公民館まつりに参加させていただきました。年々かなり盛況になってきております。私は、まちづくりの原点はやはり公民館まつり、地域からまちづくりが始まるというふうと考えております。

そこで、現状の形ですばらしい公民館まつりが開催されておると認識しておりますが、より将来、もっともっと充実した内容に、どういう目標を持っておられるのか。

公民館まつりを見させていただきますと、非常に職員の方々もかなり完璧なサポートをされております。非常にすばらしい公民館まつりであったと、きのうの

公民館まつりについて、私の感想です。将来ビジョンをお聞きさせていただきます。

それと、新聞報道にもありましたが、先日、淀川河川敷で乱闘事件があったということですが、この中に大人も参加されておったと。6名の大人が参加、新聞のタイトル読ませていただきます。10月18日付の読売新聞ですが、大人も参戦、6人がけがを受けた。少年野球仲間の対立というタイトル、見出しで載っておりますが、教育的な観点から、こういう学校以外の組織について、教育委員会として、何らかの申し入れをやはり私はすべきであると。学校以外関係ないですよというものではないと思います。

やはりこういう問題があれば、教育委員会としても強く申し入れをすべきであると。単なる乱闘ではなしに、大人が参加しておるといのが、私はここに問題があると思います。その考え方について、お聞きさせていただきたいと思います。

それと、英語指導教育、子どもたちに指導教育をしておるといことはご理解させていただきました。その中で、先生方にもそういう教育をなされておるのか、英語教育ですね。どのような形でやっていますという事例を挙げてご答弁をお願いいたします。

その次に、こども110番の家事業の中で、事務報告書の中を見させていただきますと、校区によって非常にばらつきがあると。これはどういう理由でばらつきがあるのか。最終どういう方向性を持っておられるのかという点について、ご答弁願いたいと思います。

そのほかにも、事務報告書の中に、例えば国際理解教育推進事業とか、まなびングサポート事業というような各学校で公平な回数でやられるのであれば、私は

理解できますが、非常に回数にばらつきがあると。この点について、なぜそのような状況になっておるのかということをお聞きさせていただきます。

以上、1回目の質問といたします。

○嶋野委員長 石橋委員、河川敷の件を出されて、申し入れをとということをおっしゃっておられましたけれども、具体的にどこに申し入れをせよということですか。

○石橋委員 私はスポーツは純粋なものと考えておったんですが、大人が参戦されておるといことで、そういう所属団体等に申し入れを私はするべきであると、そういう趣旨です。

○嶋野委員長 これは生涯学習の方でお答えいただけますか。一般的に学校外で何か起こったときに、団体に対して教育委員会として、どのように指導をしてこられたかということです。この件については、平成18年の件になりますので、平成17年度決算は関係ないので、そういう趣旨でご答弁いただけますか。

それでは、答弁をいただきます。

馬場次長。

○馬場教育総務部次長 2点お答え申し上げます。

まず、教育委員会の中での安全対策の担当について一本化されたらいかかということですが、一応、教育委員会では、当然、安全対策については一体になって取り組んでおります。ただ、教委総務課の方といたしましては、事務分担として、学校・施設の中の安全対策ということで取り組んでおります。ただ、その中で、文書集配の青色パトロールにつきましては、従前から文書集配の車を教委総務課の方で管理しておりましたので、引き続き教育総務課の方が担当するという形にしておりますけれども、基本的

には、それぞれ担当の事務分掌の中で、それぞれ連絡しながらやっておりますので、現在のやり方で問題はないかと考えております。

それと事件はなかったのかということでございますが、教委総務課の担当しております学校の中での事件ということとはございませんでした。

それと、小学校の理科教育等設備整備費補助金について、その意義づけということでございますが、現在イノベーションということで、科学の振興が大事だということで、今、政府が全力で取り組むということでございますが、従前から理科教育につきましては、国の方はやはり必要だということで、特に理科教育の設備整備費補助金が今日まで来ております。以前は、小学校の備品につきましては、備品に対する整備の補助金もございましたが、それにつきましては、一般財源化、既にされまして、この理科教育の部分だけ国の補助金ということで残っておる。そういうところに国が理科教育に取り組む姿勢もあるものだと考えております。

私どもも、必要な理科備品を整備するために、一定毎年、市役所内部で予算要求いたしまして、必要な額を確保する中で、国の方へ補助金申請していくという形でやっております。今後とも、やはり理科教育の振興のために、この補助金は必要だと考えておりますので、必要な所用額を予算化し、国の方へ補助金申請してまいりたいと。それにより、理科教育の充実に資したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋野委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 それでは、小学校就学援助事業の予算執行率が80.5%で、不用額をこれだけ残していいのかというような内容の質問だと思うんですけど

も、これは予算につきましては、今までの実績をもとにして、予算の中で一応認定率というものを学務課単独で出しております。その出した数字で歳入・歳出という額をつくっているんですけども、あくまでこの予算は扶助費でありますので、執行率の割合とかいうのじゃなしに、認定された中で、支払う予算を確保しなければならないということで、実際には申請者の数、平成16年度と平成17年度の小学校で比較しましたら、1,958人から1,893人と小学校では100名の認定者が減っているんですけども、逆に中学校では623人から654人ということで、ふえているという状況でございます。

それと、幼稚園バスの運行状況についてであります。小型バスの24人乗りで幼稚園の臨時職員が添乗員についております。運行時間が8時30分から4時45分までということで、せっつ幼稚園につきましては、ABCと3コースのコースで実施しております。べふ幼稚園は1便ということと鳥飼幼稚園が3便ということで運行しております。

○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、学校教育課にかかわりますご質問4点にお答えをしたいと思います。

まず1点、学校・家庭連携支援モデル事業でございます。この内容につきましては、家庭の教育機能の低下が指摘される中、不登校や非行、虐待問題等の困難な課題を抱え、子育てやしつけに悩みや不安を抱く支援が必要な家庭を総合的に支援するものでございます。

そのために、家庭教育相談員の派遣、それから相談協力員の派遣を実施しております。具体的には、家庭訪問、校区の巡回、さらに相談室での児童観察や支援、

学級担任等への情報のフィードバック、また校内で開かれます会議等に積極的に参加をしていただき、情報交換を行っていただいております。

成果といたしましては、不登校の未然の防止や欠席の長期化を防止することができた事例、また虐待家庭の早期対応や相談による解決などが図られているところでございます。

続きまして、適正配置に伴う児童支援プログラムでございます。これにつきましては、子どもたちが抱く統合への不安を和らげ、保護者の安心感を高めること、新しい学校づくりを進めるために大阪府の青少年活動財団との連携を図る中で、子どもたちに具体的な支援のプログラムを提示しているものでございます。

特に、その中心でございますハートプログラム、子どもに向けてはジュニアハートプログラムという呼び方をしておりますが、これにつきましては1つ1つの活動を通じて、子どもたちがお互いを尊重し合うこと、グループ内のコミュニケーションを高めたり、自主性、積極性等を身につけていくことを学ぶための心の教育を目的としたプログラムでございます。

この内容につきましては、今年度10月12日に三宅小学校、柳田小学校の合同遠足で初めて実施をさせていただきました。細かな報告については、今後も求めていきたいと思っておりますが、過日の教頭会、教頭先生の方のお話では、子どもたちが非常に合同したときの様子で楽しく過ごしたこと、保護者の方も不安感を持っておられた保護者の方が、いろいろ話を聞いて、子どもたちから積極的に話をしてくれて安心をしたというような事例を聞いておるところでございます。

さらに、これは味舌小学校、味舌東小学校でも、今後実施をしていきますので、

その過程の情報を十分に聞きながら内容を学校とともに、また青少年の活動財団とともに、今後も引き続き事業を実施して参りたいと考えております。

3点目に、小学校の英語活動でございます。これにつきましては、ALT等の派遣で各学校に指導助手を派遣しておるところでございますが、さらに小学校英語が今後充実した内容として各市に求められていることが予想をされます。

そこで、本市といたしましては、今年度別府小学校を英語活動のモデル校として実施をし、特にその中で教職員の方には研修という形で、より具体的な小学校の教材のあり方、教材年間指導計画等の作成に助言をいただく予定をしておるところでございます。

最後、4点目に、まなびングサポート、それから国際理解教育推進事業、特に社会人講師派遣について、各学校での回数にばらつきがあるのではないかと指摘につきましては、これは私ども市の教育委員会が一律にこれだけしていただきたいということよりも、各学校からの要請に基づいて派遣する事業でございます。

したがって、同様の例えば国際理解につきましては、他の府の派遣事業等を利用される場合もございますので、一律にこの回数だけで、その学校がしている、していないということも言えないところもございますし、また繰り返しになりますが、先ほど申しましたように、各学校がこの事業を利用したいということについて派遣する事業ですので、回数にばらつきのあることについてはご理解をいただきたいと思います。

○鳴野委員長 小林参事。

○小林青少年課参事 こども110番の家事業につきましては、ご答弁させていただきます。

平成18年10月現在、市内では1,463件の家庭や事業所にこども110番の家として、ご協力をいただいております。各校区によりまして、ばらつきがありまして、1人でも多くの方に理解をしていただき、協力をさせていただくということで、各校区におきまして、PTAを中心にご尽力をいただいているところでございます。

今年度につきましては、新たな取り組みといたしまして、以前まで各校区でばらばらでありました、こども110番の家のプレートのデザインとサイズを統一するとともに、緊急時の対応等を記載いたしました、こども110番の家のしおりを配付いたしました。

ただ、プレートを掲げていくだけではなく、日ごろから地域の子どもたちと顔見知りになり、声をかけていただいたりすることが子どもたちを地域で守る運動、この運動が目指すところだと考えております。

そういう意味では、保護者と子どもが、こども110番の家を確認しながら家庭や従業員の方と接することができるウォークラリーや、こども110番の家を対象とした安全講習会の開催も子どもさんがおられる家庭、またおられない家庭の区別なく地域ぐるみで子どもたちを守っていくんだという気運の情勢には、有効な手段であると考えております。

今後、子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりのため、こども110番運動の充実に取り組んでいきたいと考えております。

○嶋野委員長 田川参事。

○田川生涯学習スポーツ課参事 公民館まつりについてのご質問でございますけれども、公民館まつりは公民館で活動、あるいは学習しておられる公民館活動ク

ラブ等の1年間の活動成果、それを展示・発表し、また地域との交流を深めるために毎年各市立公民館6館で実施しております。これをもっと充実し、将来的なビジョンがあるのかというご質問でございますけれども、現在の公民館の利用状況を見ておりますと、どうしても大人、あるいは一般成人、あるいは高齢者の利用がかなり多い状況でございますので、今後、青少年指導員とか、あるいは体育指導員の方もおられますので、そのあたりの協力を得ながら、子どもを対象にした事業についても力を入れてまいりたいと考えております。

○嶋野委員長 中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 新聞報道の件についてお答えいたします。

事件を起こされた団体は私どもの所管外の団体でもありますが、一般論といたしまして、団体の自主管理が原則でございます。青少年の健全育成を目指して心身の鍛錬をされている青少年団体が今回のような事件を起こされたということは、本当に悲しむべきことでありますし、指導者にとっては本当にどうしたことだったのかなど。原因はともかく、本当に遺憾であると思います。

私どもの所管外とは言え、青少年ということでもありますので、本当にその指導の範囲がどこまでいくかというのは難しいことでございます。

私ども所管している団体については、具体的には今、飲酒運転等の問題がありますから、体育協会なんかの会長さんも先般来られまして、関係の団体にそういった通知をしようということの動きもありますし、それぞれ団体で自主取り組みをされているところであります。

また、青少年が加盟しているスポーツ団体でも、例えば少年サッカー、あるいは

はスポーツ少年団なんかありますから、そういったところにも十分私どもの方から健全育成の所期の目的を達するような、今回の事件がないような指導・通知、また連絡等していきたいと思っております。

○嶋野委員長 山本所長。

○山本教育研究所長 2番目の教育相談事業におきまして、不登校の成果はということと、いじめの成果、具体的事例をということについてお答えいたします。

まず、不登校の成果でございますが、現在教育研究所は、適応指導教室を持っておりますけれども、ここに3年生の生徒が2名いましたが、臨床心理士等の相談を続ける中で、高校に2名とも進学できたという事例がございます。

そして、小学校の場合ですけれども、前回もお答えいたしました、スクールカウンセラーの努力により、摂津小学校では平成17年度の不登校の事例がゼロになっております。

いじめの具体的な事例ですけれども、これは中学の生徒の事例でございますが、生徒間の仲間外れのトラブルでございますが、その学校の対応の行き違いから、保護者の学校不信へとつながりました。母親、生徒ともにカウンセリングを行うと同時に、加害者に対してもカウンセリングを行いました。学校との連携も続ける中で、学校内部にも変化が見られ、担任が個別対応されていたものが学内チームができ、担任の負担も軽減したということでございます。

また、生徒、母親から学校へ直接気持ちや要望を伝えることができるようになったということで、スムーズにコミュニケーションができたことで、担任から生徒への対応も充実し、この生徒は無事進学もできたということでございます。

○嶋野委員長 暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後1時 再開)

○嶋野委員長 再開します。

石橋委員。

○石橋委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、安全対策事業の答弁なんです、今、一体でなされていますという答弁があったんですが、一体でないから質問しているんですよ。現場をなぜ一体というふうに理解しているのか、私は理解できません。私も安全パトロールの隊員として、実際やっているんですよ。一体でないから質問しているんですよ。それを一体となっているという答弁は、これは全く理解できない。教育委員会は認識していないのかなど。その辺、どういう把握をしているのか。もう一度はつきり教えてください。

簡潔に教えてください。そんなちぐはぐな答弁、私は理解できません。ぜひともそれよろしくきっちりした答弁をお願いします。

援助事業については、これはかなりいいレベルで行っているというふうに理解しておるんですが、府下でどれぐらいの、先日の答弁の中でもかなり上位で推移しているというふうにお聞きしましたが、ちなみに何番目ぐらいで実行されているのかというのをお聞きします。

幼稚園バスの運行状況なんです、私のお聞きしたいのは、うまく運行されているのか、されていないのかということをお聞きしたいんです。的確にお答え願います。

その次に、例えば、国際理解教育推進事業とか、回数にばらつきがあると。先ほどの学校側に任せていますという答弁は、私は理解できない。やはり教育というのは平等なんです。せめて摂津の中

で、平等にそういう機会を受ける子どもに対して、そういう機会を受けるべきだと。学校に任せるとするのは教育委員会は要らないのかと。教育委員会が何しているんですかと。もっと教育委員会の方から学校側に対して、こうしましょう、ああしましょう、こうしてくださいと言うのが教育委員会と違いますか。それを学校側に任せると、そんな答弁ないですよ。それももう一度答弁願います。

こども110番の家事業についてですが、これも地域によってばらつきがあると、これをもっともっと充実したものにしてほしいということを言うていますよ。もう一度それも答弁願います。

それと、先日からの答弁をお聞きしている中で、学校側から報告を受けていると。例えばいじめ何件、不登校何件、報告を受けていると。それに対して教育委員会から発信しました。確かにそこまではよろしいでしょう。その後どうしたんですか。発信するだけですか。それが教育委員会のやることではないと思うんですよ。発信して、それをまたフィードバックして、それに対してどうするのか、どうしたのかということをやっているのかと。それが教育委員会の使命ではないんですか。それを、報告受けました、発信しましたという答弁は、これはなっていないです。もっと誠意のある答弁をお願います。

それと、いじめなんですけど、これは10月20日の読売新聞にもあるんですが、ここに、いじめ自殺、文科省統計、遺書あるのにゼロ。遺書があるのにゼロって、これどういうことなんです。私は摂津の教育委員会はそういうことは決してないと信じております。そういうごまかしの数字はないと信じております。摂津だけはそういう教育委員会ではないと。こ

の件について、表面的に言える子どもはいいですよ。いじめられたとか、いじめられるとか、先生、いじめられたんですよと声を大にして言える子どもはいいですよ。でもいろんな性格の、我々もそうですが、口に出して言えない人もいてるし、出して言える人もいてるし、いろんな子どもたちがいてると。

その中で、この間テレビ見ていましたら、非常に私いいことやなと思ったのが1つあるんです。例えば、子どもたちからアンケートを無記名でとると。そしたら潜在的にいじめがあるのが浮かび上がってきたというのは、私はいいことを言っているなというふうに理解したんですね。そういうのも1つの方法かなと。教育委員会として、いじめに対してもっともっと真剣に取り組んでいただきたいと。場合によっては、一人一人の人生を小学校、中学校の時代で全く一生台なしにしてしまうようなことになるんですよ。そういうことがないように、大なり小なりそれはいじめはあるかもわかりません。私も小学校、中学校のとき、いじめを受けたこともあります。それを糧として社会に出て成長するのも、いじめがあってもいいとは言いませんけれども、そういう潜在的ないじめをどういうふうに掘り起こしていくかという考えを、お持ちならばお聞きしたい。

何回も言いますがけれども、摂津市の教育委員会は決してそうではないというふうに私は確信しております。教育長がこの件に関して、どういう考えをお持ちなのか。あればお聞きさせていただきたいというふうに考えております。

2回目終わります。

○嶋野委員長 答弁に入ります前に、安全対策のこの件につきましては、地域の取り組みが一体的で行われておると判断

した、その根拠、こういった状況でもってそうなのかということをご答弁いただけたらと思います。

それと、いじめの件につきましては、表に出ないいじめを、今どのような形で把握されておられるのか。具体的な方法がなされておられれば、山本所長の方からお答えいただきまして、全体を通じて、どう取り組んでいくのかということをお教育長の方から最終的に答弁いただきたいと思ひます。

まず、馬場次長。

○馬場教育総務部次長 私の方からちょっと答弁申し上げますが、1回目の質問でお答えいたしました趣旨は、ご質問を私なりに理解しましたのは、いろいろな安全対策はあるけれども、教育委員会の中で分かれているので、一緒にできないかという趣旨、要するに教育委員会の中で一緒にできないかというふうに受け取りましたので、私はそういった趣旨で教育委員会の中では確かに教委総務課は受付員と青パトやっております。それと青少年課の方は見まもり隊をやっております。それぞれ分かれていますけれども、教育委員会としては教育長以下、一体となって安全の対策に取り組むということで横の連携等を取りながらやっていると。そういう趣旨で、私答弁させていただきましたので、今、委員長が整理していただいた、それぞれの現場における一体という意味ではなかったもので、その点はちょっと答弁訂正させていただきますので、現場のことにつきましては、担当の方からそれぞれ答えさせていただきますけれども、教委総務課が担当しております学校の施設の中の安全対策、いわゆる受付員とか、文書集配車を改造しました青色回転灯付きパトロールカーにつきましては、それぞれ私の方

で問題なくいっていると聞いております。

○嶋野委員長 池上課長。

○池上青少年課長 先ほどの子どもの安全・安心の件についてお答えさせていただきますと、委員おっしゃいますのは、パトロールとか110番活動、安全見まもり隊等々、いろいろございます。それ以外に、自治会が中心となって活動されておりますセーフティパトロール隊や民生児童委員さんが中心となって取り組まれています見まもり支援活動など、多くの団体、関係者、子どもたちの安全・安心のために取り組んでいただいていると、この分は一体的でないのではないかとこのようなことだと思いますけれども、こちら本当に多くの団体、関係者が取り組んでいただきまして、ひいては衛星都市の安全・安心のために日夜活動していただいております。

しかし、おっしゃっているように、これは所管がばらばら、担当所管が違いますので、本当にまとまった取り組みというふうには言えないのかもしれませんが。

これらの事業を仮に点ととらえますと、やはり点と点を結んで線として、またそれを面とした活動を行っていく必要があると考えております。

今後におきましては、関係各課、また関係団体と連携を図りながら、できれば抽象的ですが、球と言いますか、大きく包み込むような形で、安全対策に取り組んでいければと考えております。

○嶋野委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 就学援助事業の認定率は府下的にどの辺に位置しているかというようなご質問でございますが、摂津市の平成17年度の就学援助率は、小学校で39.4%、中学校で31.2%となっております。大阪府下の平均の認定率の数字ですが、まだ平成17年度の府下の

状況というのがまとめとして出ておりませんので、正確な数字はわからないのですが、すけれども、大体、大阪府下で小・中学校とも25%を少し上回るような認定率が出てくると思われま。

そのことから考えますと、摂津市の39.4%、31.2%というのは府下的にもトップクラスか、1位、2位ぐらいの位置に位置しているということで考えております。

それと、今の幼稚園バスの運行については、みやけ幼稚園とせつつ幼稚園の統廃合のとき、双方の保護者との話し合いで、平成16年度から実施しております、旧せつつ幼稚園区につきましては、全員徒歩通園、旧みやけ幼稚園区では、せつつ幼稚園から700メートルということで、バス通園を実施しております。それで、平成17年7月に今のせつつ幼稚園の保護者会全員の相違として、統廃合のときに、せつつ幼稚園から700メートルという距離で、幼稚園バスを走らせることによって、保育時間がちょっとなくなるということで、1キロにしてほしいという要望が出てきました。そのことを受けて、教育委員会は1キロということで決定したわけです。この1キロは統廃合のときに市教育委員会が保護者に説明していたときの距離でございます。

この変更したことによりまして、園児募集の要項には、平成19年度から実施するというので、平成18年度、19年度の入園の受け付けの説明書、募集要項にも記載しております。

このことによっては、今、せつつ幼稚園で、3回の運行をしているところを2回にしまして、その1回はべふ幼稚園からのバスが行っているという状況でありました。今、住宅開発で、モノレール南摂津駅の一津屋地域、すぐたくさん家

が建ってきていまして、相当べふ幼稚園に通う園児がふえてきているのが現状でございます。

そういうことで、今までせつつ幼稚園に1便行っていたべふ幼稚園の便がべふ幼稚園で2便運行できるという状況にもなりまして、その辺は逆にスムーズに運行できるようになるということでもあります。

それと、平成18年度で3園とも園児がバスに乗れなかったということは報告を聞いておりませんので、平成18年度についてもスムーズに運行できている状況だということで認識しております。

○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 学校教育課にかかわるものについて2点お答えしたいと思います。

まず1つ、国際理解教育推進事業、それからまなびングサポート事業を含めて、学校間の差があることについて、学校任せではないかということについて、お答えをさせていただきます。

この点につきましては、例えば国際理解教育ということでは、各学校にそれぞれの課題、実態、状況に応じた形で推進をしていくように求めているところでございます。

また、まなびングサポート、大学生との連携についても、これは市教育委員会として積極的に大学生の活用をするように求めてきているところでございますので、すべて学校にお任せということではなく、方向なり、姿勢といたしましては、教育委員会としてはより充実した国際理解教育ができるように社会人講師の活用についても十分お願いをしたいということ、それから大学生の連携につきましても、まなびングサポートの事業についても、各学校が適切な形で大学生等の活用

をお願いしたいというところでございます。

しかし、繰り返しで恐縮でございますが、それぞれの学校の例えば国際理解教育、社会人講師の派遣につきましても、この内容が社会人講師の活用につきましては、国際理解ということで、いわゆる各国際的なさまざまな理解を深めるために諸外国の異なる文化や習慣について、理解を深めるための講師派遣もございませし、その中にいわゆる在日外国人教育ということで、在日韓国朝鮮人の児童生徒についての歴史的な経緯を踏まえて、歴史的文化的な内容についても国際理解の中で深めてもらいたいという形でも知っているところでございますので、それぞれの学校の状況、実態に合わせた形で社会人講師については派遣をしておるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、いじめのこと、教育研究所の方でございますが、学校教育課の方で毎月の報告で把握をしておりますので、ご答弁させていただきたいと思えます。これにつきましては、摂津市の教育委員会としましては、毎月、児童生徒の問題行動等の生徒指導上の諸問題という形で、各学校からいじめ、それから問題行動、生徒間暴力等についての報告は毎月受けているところでございます。

いじめにつきましても、いわゆる自分より弱いものに対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの、起こった場所は学校の内外を問わないという形で、各学校が判断をして起こったことについて、すべて報告を毎月いただくようにしております。

そして、これはただ単に報告をいただくということではなくて、毎月ごとで

ございますので、その報告に応じてやはり解決に向けて、教育委員会としましては、その情報を適切に把握をし、支援、また学校間との連携、他機関とも連携が必要な場合は、連携という形で、教育委員会としては対応しているところでございますので、ご理解をお願いします。

○嶋野委員長 小林参事。

○小林青少年課参事 こども110番の家事業の件についてご答弁させていただきます。

こども110番の家運動の取り組みにつきましては、平成9年度から各校区によって取り組んでいただいておりますけれども、校区によってばらつきがあるのが現状でございます。PTAを中心に各校区で1件でも多くの家庭や事業所にご協力をいただくということでお願いをいただいておりますけれども、地域の子どもは地域で守るというためには、一人ひとり各家庭、各事業所の方にこの事業の趣旨をご理解いただくことが重要であると考えております。

平成18年度には、こども110番の家のプレートを統一することによりまして、子どもたちが110番の家の共通認識を持つとともに、新たなプレートを登録家庭が掲げていただくことによりまして、保護者や地域住民の方の関心度も高まったものと考えております。

110番の家の全体の件数につきましては、わずかながら毎年増加の傾向にございますので、この増加傾向を維持するべく協力家庭の増には保護者でありますPTAの方々を初め、地域住民の方々の協力が必要でありますので、そのような保護者の方、また地域関係団体のご理解を得られるよう、どのような方策があるのか、今後とも研究していきたいと考えております。

○嶋野委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、いじめの問題でございますけれども、先ほどもご質問にもございましたけれども、最近では福岡県の筑前町、そしてその前には北海道の滝川市でもございました。そして、この8月でしたか、愛媛県の今治市でもいじめによる自殺というような痛ましい事件が立て続けに起こっているところでございまして、摂津市教育委員会といたしましても、このような痛ましい事件が決して起こることのないように、最善の努力をしていかなければならないと考えておるところでございます。

先日ございました校長会、教頭会におきましても、その辺のことを取り上げまして、校長あるいは教頭に対して、子どもたちが出すサインを見落とすことなく、そしてそのためにはやはり学校が一体となって、アンテナを張りめぐらす、あるいは現場の先生が一番やはりその状況を見るわけでございますから、教職員の感受性を高めるべく努力してもらいたい。そして、学校が一体となってやはり家庭、あるいは地域とも連携しながら、早期発見、早期解決に努めてもらいたいということを指示したところでもございます。

いじめの形、言葉によるいじめもあれば、暴力、あるいは無視するとか、いろいろな形がありますけれども、先ほども言いましたように、いろいろな形が出てまいりますから、それにいかに感受性を高めていくかということは大事だと思っております。

それと、さらに進めば、不登校の問題も、その原因がいじめである場合もあるでしょうし、学校はこのいじめ問題だけじゃなくて、あるいは不登校の場合には虐待の問題もございまして、それらはもう私は一体となって、やはり学校

が子どもたちの変化、先ほども言いましたけれども、出すサインにどう気づいていくか。そして気づいたときには、的確な対応をしていく。そしてまた教育委員会は当然、そういうことが起こった場合には、情報が入るわけですから、先ほど大路参事もご答弁申し上げておりましたように、学校を支援しながら、こういう痛ましい事件が決して起こることがないように取り組んでいきたいと考えております。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 安全対策についてですが、私の感じていますところは、今、PTA安全パトロール隊、交通専従員等々、連携がなされていないんですよ、現実ね。だからせっかく同じ目的に向かってやっているんやから、もっともっと連携とれるような体制を、教育委員会からつくり上げてほしいということをお願いなんです。だから、ぜひとも安全対策、あしたからでもきょうからでも、これはできることなんで、ぜひとも早急にやっていただきたいと。安全パトロール隊に入っている私が実感できるような体制を一日でも早くつくっていただきたい。これを要望しておきます。ぜひともお願いいたします。

それぞれの学校で、実態に沿って国際教育とかの回数が違うということなんです、それぞれの実態というのは一体何か、例を挙げて説明いただきたい。お願いいたします。

報告を受けて、発信して、支援、連携をしておりますというご回答をいただいたんですが、1つ例を挙げて、どういう連携をして、どういう支援をして、どうなったのかという一例を挙げていただきたい。それをお願いいたします。

いじめ等々に関する件なんです、私

が聞いているのは、潜在的な部分についてどういう対応、方策を考えておられるのか。そこを聞きたいんです。潜在的に浮かび上がってこない、潜在的ないじめ等々、不登校の原因も含めて潜在的なものをどのように把握するのかという方策があればお聞きしたい。

以上、お願いします。

○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、国際理解教育の社会人講師の派遣の実態ということについてでございますが、これはそこに社会人講師の派遣の学校が書いてありますが、例えば、在日韓国朝鮮人の児童生徒を抱え、民族子ども会を実施されている学校につきましては、時間数が多くなっておるところでございます。

それから支援の具体的なあり方ということについてのご質問ですが、先ほどもお示ししましたように、いじめ、不登校についても毎月報告を受けておるところでございます。その内容がどういう形で行われているかについても、各学校の報告がございますので、その場合、学校の方から例えば、保護者との連携で、保護者が相談をかけられる場合、私どもの学校教育課にかかる場合もあれば、教育研究所にかかる場合も出てきますので、そのときに学校任せにすることなく、相談という業務についてもどこに相談をされているのか、されるのかというようなことも含めて、それぞれいじめ、不登校、また虐待になれば、さらにそういうことが考えられますが、教育委員会だけではなく、保健福祉関係のキャピセ等との連携も含みながら、その具体的な事例に応じて対応しているところでございます。

○嶋野委員長 福元理事。

○福元教育総務部理事 潜在的ないじめについてどうかということでございます

けれども、もっともこれは発見をすることが難しい。しかしながらまたそのことに意を尽くして努めなければならないと思っております。

まず、各校では、具体的なこれは学校によって違いますけれども、例としましては、箱、いわゆる無記名で意見を投入するようなもの、あるいは保護者と担任との間で交わされますような連絡帳、この中に保護者からのサインがあるかもしれない。子どもの様子が語られているかもしれない。ですから、子どもの状況だけではなくて、保護者の側からそういうサインを受けるということもまた1つあると思います。

それから、クラス会等の子ども同士の話の中で、その様子を見ていますと、やはり何かしらそこに感じるような雰囲気、担任がそこで先ほど教育長も答弁いたしましたけれども、そこに鋭い洞察力を持ってよく見ておれば気がつくというようなことが考えられるのではないかなというふうに思っております。

またそういうことは、実際に学校現場でもこれは行われているというふうに確信しております。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 不登校、いじめの件なんですけれども、潜在的にそのように把握していると確信しておりますと。確信していないから起こってくるんですよ。そういう把握をしていないからこういう新聞記事も出てくるんです。だから、初めに答弁されたように、私の提案の1つなんですけれども、やはり無記名でアンケートとるなり、当事者以外からそういうことが発見できると。私はそれいいなと思うんです。それを取り入れてもらう、入れないは別として、そういう方策を考えていただいたらなというふうに思ってい

ます。それをもう一度、答弁あったら答えてください。

それから、国際理解教育ということで例え話をしただけなんです。例えば、まなびングサポートで、味舌小学校件数何件あります、ほかの学校何件あります。例えばの話をしただけです。何もそれを言うてくれと言うているのと違うんです。なぜこんなに回数に差があるのかということを知っているんです。例え話をしただけであって、まなびングサポートの回数は、違うでしょう。何でこんなに差があるのかと。それを知っているんです。何も国際理解がどうのこうのということを知っているのと違う。そういうのはちょっと勘違いしないで、答弁していただきたいですね。もっとはっきりした答弁してくださいよ。お願いします。

○嶋野委員長 それでは、現場の実態に対して教育委員会としてどのように指導しているのかという観点で答弁いただけますか。

大路参事。

○大路教育総務部参事 まなびングサポートの回数については、そこにありますように、味舌小学校が非常に積極的に活用された数字となっております。これは、まなびングサポートの大学が薫英女子短期大学の学生がいわゆる日常の活動を含めて交流をしております、その関係上、まなびングサポートにも来ていただけないかという形で、この学校の近接であるということと取り組み内容が既に大学との連携があったことによって、その学校が平成17年度には、非常に多く積極的に活用をしていただいたということでございます。

これは、先ほどから申しておりますように、各学校が大学生をどう活用するかということで、非常に違いが出てきます。

例えば、関西大学とも私どもは連携をしておりますので、ここには予算事業ではございませんが、大学間の連携はございますので、ここにある事業がそのままが数字ではなく、これは府の事業として実施をしました、まなびングサポートの予算を伴う事業の回数がこのような形で数値として上がるということでご理解をお願いしたいと思います。

○嶋野委員長 福元理事。

○福元教育総務部理事 いじめの件につきまして、教育委員会が実際に潜在的なものを把握していないのではないかと。あるいはそういう方法についてお尋ねだと思いますが、教育委員会は毎月各校から報告を受けております。

潜在的ないじめというものについても最大努力をいたしております。その方法としては、先ほど述べさせていただきました。こういう報告を受けまして、その対策をしておりますので、現在のところ委員がご指摘のような新聞紙上をにぎわすような、大変深刻な事例というものは現在のところは摂津市では発生しておられないというふうに考えております。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 ぜひともいじめ、不登校等は初めにも言いましたように、1人の人間の一生を左右することなんで、数字、カウントが減ったからいいとか、悪いかというレベルではないと私は思います。だから、数字が減ったからよくなってきたというものではないと思います。1件でもあってはならないという問題というふうに皆様もご認識いただいておりますので、ぜひとも不幸なことが起こらないように、全力を挙げて教育委員会全体で取り組んでいただきたいというふうに、これは強く強く要望しておきます。

よろしくお願ひいたします。

ちょっとしつこいようで申しわけないんですが、ちょっと理解に苦しむんですよ。味舌小学校が隣に薫英女子短期大学があるからこれだけ回数多くなったと。そこで、何で教育委員会が隣やから回数が多くなったという、もっと自転車でも行けますやんか。歩いていけるから味舌小学校にこんなに回数多いんですか。お願ひしたらいいんですよ。もっとこちらの学校にも行ってください。こちらの学校にもお願ひしますと言うのが教育委員会の支援でしょう。教育委員会からお願ひしたら行ってくれますよ。それを隣やから回数が多いと、そんな理由にはならんと思います。わかってもらえますか。隣やから回数が多いとか、まなびングサポートについて聞いたらそれのみでしょう。だから、私の言うているのは違うんですよ。

学校間でこれだけばらつきをつけたらだめですよということを言いたいんです。同じ摂津市内の子どもたちがこんなにばらつきのある、まなびングサポート1つにとってもこれだけのばらつきがあると。これは不公平ですよ。もっと公平に。そんな遠い面積の広いエリアではないでしょう。こんなばらつきがあったら、教育委員会の方からお願ひしたら、快く受けてくれますよ。それを言うているんですよ。

味舌小学校の子どもたちだけがこれだけ手厚くされて、ほかの学校の子どもたちはどうなんですか。それを言うているんですよ。その点についてもう一度お答え願えますか。まなびングサポートだけを言うているのと違うんですよ。ほかにも例挙げたでしょう。それを言うているんですよ。それについて、今後どうしていくのか。これだけの数字の開きがあったら私はだめやと思います。それを是正

してもらおう方向で、どういうふうを考えておられるのか、お願ひします。

○嶋野委員長 暫時休憩します。

(午後1時37分 休憩)

(午後1時40分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、お答えをさせていただきます。この回数の差ということで申しますが、それぞれの学校が特色ある学校づくりを実施しております。したがって、それぞれの学校が私どもが示す事業のどこをどう活用されるかということについては、一律でする場合もございますが、それぞれの学校の自主性に任せている部分もございます。このまなびングサポートという学生の派遣の事業で言いますと、味舌小学校はそれを積極的に活用することによって、特色ある学校づくりをより進めるという形をとっておる学校でございます。

他の学校につきましては、そういうまなびングサポートではなくて、大学間の他の連携の事業を使う等を含めて、基本的な教育課程の平等性、共通な部分は、例えばALTの派遣等については、これは同じようにさせていただいておりますが、特色ある学校づくりに活用する事業等につきましては、それぞれの学校が私どものお示したメニューで活用していただくという形になっておることでございますので、ご理解をお願ひしたいと思います。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 何回も申しわけないですけども、特色ある学校づくり、それは大いに私はええことやと思います。いいことをやっているということでしょう。そうでしょう。特色あるすごくいいことをやっているということでしょう。それを

ほかの学校になぜ教育委員会として、こんないいことがあるから、もっとこんなしていこうというのをなぜ教育委員会から言わないのかと。そこの学校だけいいことをやっている。いいことやという認識なんでしょう。それをもっとほかの学校に広げていったらいいですよ。そこの学校だけがいいことやって特色ある、特色あるというのは、それは大いにいいことやけど、そんなにいいことやったら何でよその学校に持っていかないのと言っているんですよ。わかってもらえますか。答弁お願いします。

○嶋野委員長 まなびングサポートとか、国際理解教育の社会人の派遣ということについては、各学校でその事業があるということは把握されていると思うですよ。それが果たして子どもにどういう影響を与えるのかということはそれぞれの学校が判断するんだというご答弁をいただきましたので、委員はそれはいいことだとおっしゃっておられましたけれども、それを判断するのは現場なんだと。それを尊重しているということを答弁いただけますか。

大路参事。

○大路教育総務部参事 ちょっと答弁が大変未熟で申しわけございません。そういう形で、この派遣の事業をどういうふうに実施するかについては、学校側からの派遣要請があって、派遣する形になっております。しかし、石橋委員がおっしゃるように、例えば国際理解もそうですし、大学生の派遣ということではぜひこれはこういういい成果を出し、大学生が来ることによって、非常に子どもたちもいい影響を受けているということについては、各学校の方をお願いをしていますので、残念ながらまなびングサポート事業は平成17年度で終わりましたが、学生を派

遣する、こういったこの種の事業については、石橋委員ご指摘のように、やはり各学校が積極的に利用し、その回数ということでもふえることが望ましいということは当然、私どもも思っておりますので、そういうふうに学校側には発信をしていきたいと考えております。

○嶋野委員長 福元理事。

○福元教育総務部理事 現在、小学校、週当たり28時間の授業時間数でございます。この28時間の授業をどういう割り振りをするかということは教育課程の編成でございますが、各学校に任されております。したがって、その28時間のうち、国際理解にどれぐらい時間を使うのか、まなびングサポートで使うのかということにつきましては、各学校がそれぞれの特色を出すためにどう時間を使うかということで、推移しておりますので、よろしくお願いたします。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう要望にとめておきますが、ぜひともいいことは摂津市内、小学校、中学校に、せつかくいいことやってんねんから、もっと波及して行って、摂津市内の子どもたちがいいものを受けるという方向性をぜひとも私は考えていただきたいと考えております。

特色ある学校づくり、すばらしいことです。それを、いいことをどんどんほかの学校にも波及して、もっともついいことをほかの学校にも渡していくというふうに教育委員会としては、やっていただきたいと思います。私の質問、これで終わります。

○嶋野委員長 ほかに質問ございませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 前回に、実は質問させていただきましたので申しわけないんですが、

ちょっと午前中からの議論の中で、1点だけご質問したいことがありますので、お聞きをしたいと思えます。

それは、学童保育の考え方に対する議論でございます。平成17年度には柳田小学校の学童保育室が新築されたということで、当初整備ということでもございましたけれども、新築になったということで、1,400万円の支出が実行されておりまして、その柳田小学校の学童保育室の整備は一体どういうことだったんだということ、ちょっと午前中の議論の中で、私自身、賛否にかかるような大きな揺らぎがありましたので、一度お聞きしておきたいと思えます。

これは平成17年度当初の考え方と現在、先ほどちょっと述べていただきましたけれども、現在の考え方とではいろいろ条件が異なっているということもよく理解しております。これは統廃合の決定がなされる前でもございましたので、今は統廃合された後ということでもございます。

そして、そういうことはよく理解をするわけでもございますけれども、ただ、市民に対して理解をしていただける予算執行に努めなければならない。また、きちっと説明できる、そういう定義づけ、意義づけが必要であるということは常々私は思っているわけでもございまして、先ほどのご答弁の中で池上課長の方からおっしゃっていただきました。別に池上課長がどうのこうのということはないんですが、統廃合後には、最近のニーズとしてどんどん人数がふえてくると。近い将来100人規模ぐらいまで行くかもわからないということがあって、もう1棟建てるか、空き教室を利用して増設をするというようなことをおっしゃいましたけれども、ちょっと決算審査をしている中で、そういうふうにならざるを得ないと、ちょっと

市民に対してどのように説明をすればいいのかというのは私は非常に困惑をしてしまうのであって、やっぱり慎重にそういう審査をする中で、結論的にはそういうこともあるのかもわかりませんが、この平成17年度における柳田小学校の学童保育室の建てかえについては市民にきちっとした説明のできる定義というものをもう一遍お聞かせ願いたいと思えます。

その中で、今いろいろ条件が変わった中で統廃合の問題があり、また将来の見通しがあると思えますので、その辺のことを精査をしていただいて、部長の方から一度説明をお願いしたいと思えますので、その1点だけお願いいたします。

○嶋野委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 藤浦委員からのご質問でございますが、実は柳田小学校は学童保育室のプレハブで運営をいたしております。そして、平成17年6月議会におきまして、お願いして、それまでの方法をかえまして新築ということでもございました経過でございます。

古いプレハブについては68.95平米でございます。それを1.5倍の105.30平米にするということで、新築工事をさせていただきました。実は、平成17年度当初は学童保育室の児童が柳田小学校が65名で三宅小学校については12名で、77名でございました。

そして、この工事をお願いしてから、そのときに建てた平成17年の10月時点の見込みが平成18年度の柳田小学校の見込みといたしましては68名、三宅小学校の見込みといたしまして14名の合計82名ということで予測をいたしております。これは、過去の校区内の保育所等に在籍している児童の数から割り出したものでございます。

当然、平成19年度、20年度につきましても80台で推移するというふうに見込んでいたところでございます。

ところが、実際、平成18年度の当初には柳田小学校が75名、それから三宅小学校が16名の91名ということで、この時点で当初よりかなりの数が入室されたということがございます。

これは、いろんな理由があると、先ほど来も池上課長の方が答弁の中で申しておりました、安全に対する保護者の不安感等から、やはり学童に入りたいということでふえてきた経過があるわけなんですけれども、こういうような中で私どもといたしましては、当初の予想を大幅に上回ってきたわけなんですけれども、当然、この平成17年度に1.5倍の新築の施設にしたときは、十分対応できるというふうに見ていたわけでございますけれども、その後、入室率がそれまでの10%台の後半から20%台の後半ということで、特に柳田小学校は非常な増加を見ております。これは私どもも予想のつかないような状況もございましたので、こういった問題については、私どもといたしましては、この統合をした後も、子どもが柳田小学校の学童保育室で十分過ごせるような対応はとってまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 余計ちょっとわからなくなってしまって、理解が余計あれになりましたけどね。計画されているときに、柳田小学校のことも、三宅小学校のことも加味されていたということを言うてしまうと問題があるのかもしれませんが、できるだけ大き目のものを考えた。余裕のあるものを考えていましたということでしょうね。考え方としては。

ところが、それをはるかに上回る勢い

で、この増加率が上がってしまったので、1年半足らずで手狭になりますという話になったということですかね。

これは全体的にそういうことが言えるのかもわかりませんが、言うてはったいろいろ前回のときに答弁もありましたけれども、いろいろな方法を考える中で、例えばわくわく広場をもう少し拡充をして、そういうものでの代用ができないかという検討もしていますというようなこともありましたし、そういうようないろんなものを検討する中で、それについては対応していただきたいと思うことと、それから先の見通しというのはしっかりと立てていただきたいと思います。

これはいろんなことが、こういう子どもを取り巻く事件がずっと続いているというのも1つの大きな要因になって、これは予測できなかったのかもしれませんが、その中にも市民の目というのは厳しいので、一遍建ててしまったものに対してまた増築することに対してどのように市民に説明ができるかということを考えますと、財政状況のいいときやったらそんなことはないですけども、今厳しくて、いろんな意味ではこの市民としても高齢者の人の負担がふえたりとか、いろんな厳しい状態の中で執行していくわけですから、それは重々気をつけていただいて、このことについてはお願いして、質問としては終わりたいと思います。

○嶋野委員長 ほかに質問ございませんか。

川口委員。

○川口委員 先ほどから不登校の問題で出ていますが、前回からの質疑の中で、平成13年度をベースにして、179人から130人に減ったということで、事務報告書などを見ていると、そういう中でいじめの相談などは、数は教育相談

なんかには少ない、ほかの要因のいろいろな理由もあるわけですが、なかなかわかりづらいというのがあると思うんですね。新聞なども先ほども石橋委員も質問されましたけれども、福岡県筑前町ですか、新聞でも報道されておりましたように、学校でのいじめが隠されていたというように親が思ってしまっておられます。そういう中で自分の子どもに置きかえて、全国のPTAの皆さんに立ち上がってほしいということを訴えておられるんですね。本当にこれ深刻に受けとめないといけないと思うんです。やはり今の社会の反映、そういう問題が学校現場で起こっているというか、そういうことだとも思います。

いじめというのがどこにでもあるというふうに認識していいと思うんですね。いじめが絶対ないという、そういうことの方が子ども集団の中でもやはり難しい部分だと思います。そのいじめをゼロで報告するという、こういう体質というか、そういうのが市教委などにもあるのではないかなというふうに思ってしまったんですけれども。この問題で、やはりいじめをゼロで報告するということで、そういう先生ではなくて、いじめを見逃さないで、なくす先生になってほしいと、お父さんが言っておられるんですね。

私たちはこういうことに、やはり摂津の市教育委員会も隠さないで、いろんなことに親や学校現場、子どもたちの中に入って、やはりいろんな問題を克服していただきたいと思います、というふうに思います。

不登校の問題で数が減ってきたということで、数的には成果が上がったと言えるのかもしれないのですが、いろいろ教育相談所の相談とか、スクールカウンセラーがその反対にいじめの相談が

多いとか、そういうことも数字を見ているとちょっとどこでどうなっているのかなと思うこともありますので、ぜひ今回のこのような事件が本当に学校現場で起こることのないように、やはり教育委員会の皆さんで、先生方と力を合わせて、本当に子どもたちが行きたくなる学校と、そういうふうにやっていただきたいと先に要望しておきたいと思います。

それと、先ほども学童保育の問題なんですけれども、国が放課後の地域子ども教室推進事業ということで、両方に補助金をつけるということで、摂津でも地域子ども教室、わくわく広場、週1回で全校で実施されているということなんですが、いろんな困難な点があるわけですが、学童保育と区別しなければならないのは、やはり事業の目的が違うということだと思えます。学童保育は共働き家庭などの留守家庭のおおむね10歳未満の児童、放課後の地域子ども教室はすべての子どもということで違うということと、活動の目的も違ってということで、分けて考えなければならない問題だとも思います。

ただ、今までのように、学童保育の子どもたちだけを保育していればいいというような状況になっていない。このとりわけ摂津の中で昔だったら自然もあって、子どもたちが放課後本当に伸び伸びと遊ぶところはいっぱいあったけれども、今摂津見ても、なかなかない。公園に行っても危ないという、そういう状況の中で、学童保育の子どもたちだけを保育すればいいということではなくなってきたということも、やはりありますよね。そういう中で、大規模化する学童保育ということで、学童保育については、分割を促進するというのも国の方の方向としては出ていますよね。

そういう中で、71人以上への加算は3年間の経過後廃止するという事にもなっています。だから、今後も学童保育の要望というのは働く親もこれだけ生活が厳しくなっていますから、ますますふえていくということもあると思います。

そういう中で、全校に設置をしているということの利点と充実をどうしていくのかということで、大変だと思えますけれども、地域子ども教室、わくわく広場と学童保育とのすみ分けと、両立をどうしていくのかという方向性をお聞かせいただきたいと思います。前回は答弁しておられますけれども、再度お願いします。

小学校の統廃合にかかる分で、今年の12月の文教常任委員会で統廃合条例が出されて、その中で、債務負担行為というのが組まれて、そういう中で設計がされていくと、その委員会の説明の中で、委員の中からは、にわか仕立てというようなことではないかという質問も出ました。

そういう中で、そのときに説明を受けたのが特別教室等の改築とか、そういうことで、教室については3億8,300万円、学校給食の給食室については、増築で7,900万円、整備費として1,500万円、計4億7,700万円、ただそのときに、約6億円ぐらいが必要になるのではないかという予測をしておられて、馬場次長ですけれども、その答弁をされているのは。そのときに必要最小限の施設整備にとどめたいと、そういうふうを考えているということをおっしゃっておられるんですね。

それから、柳田小学校につきましては、約1億円の相当額でということをおっしゃっておられます。この決算にかかわる部分ですので、そういうところで判断をされていたということで、私たちは委員会の

中でもこの条例の審査がされたわけですが、このことについての変更とか、そういうのをいつの時点でどう決めたのか、やっぱり不透明なので、その点については去年の審査にかかわる問題ですので、それとあわせて関連してお聞きしたいと思います。

それから、今、子どもたちの中でLDとか、ADHD、アスペルガー症候群、高機能自閉症などの、そういう子どもたちがふえている。特別支援教育というのものもあるわけですが、その辺のところでは去年は報告書にも書かれていますけれども、実際に養護のアルバイトの方はずっと同じ人数でやっているわけなんですけれども、あとどのように対応してこられたのか、この辺についてはふえていっているのではないかなと思いますが、答弁をお願いします。

それから、子どもへの虐待の問題です。ネグレクトとか虐待とか、そういうことがあるわけで、私たちも自分たちの周りの中で、これはやっぱりネグレクトではないかなと思うような実態もあるわけですが、そういう中で、不登校になる理由にもなるということなんです、適用指導教室とか、それから家庭児童相談室とか、そういう連携ですね。ある方に相談受けたんですけれども、気になる子どもがいてると、そしたら一体どこへ言ったらいいのかわからない。やはり確かにご飯は食べていないという感じで、ほったらかしになっているのを見聞きするけど、一体どうしたらいいんだろうということ、そういうときに学校に子どもは行っていますよね。そういう中でどう連携をとっているのか。先ほど少しキャピセの話とか、そういうのがありましたけれども、そのことについてもどうであったのか、お聞かせください。

それから、ずっとお聞きしているんですけど、性教育や平和教育の取り組みです。事務報告書の中で、貝塚五中の性教育に学ぶというのが上がっておるんですけども、具体的にもう少しこれ中身どんなものであったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、平和教育の取り組みです。その点についてもどうであるのか、お聞かせください。

それから、もう一つは、禁煙教育です。学校の中で保健の授業の中で、禁煙教育がされていると思うんですけども、日本ほど、こんなに自動販売機があふれている国の中で、いつでも子どもは手に入る。そういう中でどう禁煙教育をやっておられるのか。まだまだ私は足りないのではないかなというふうに思っているんですけども、その点についてもお聞きしたいと思います。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 統廃合の件で、昨年12月の文教常任委員会で答弁した内容で、その後どのように数字が変わって、工事費の提案になったかという、その経過をお問いただしたいと思いますので、お答えさせていただきます。

当初、確かに味舌東小学校につきましては、普通教室10教室、あと職員室、給食場の改築等で4億8,800万ということを申し上げました。昨年の議論の中で、12月、それと3月のところで答弁させていただきましたが、平成15年4月に出した、その4億円の時点からこの間2年半ほど経過する中で、まず建築基準法の規定が変わったことを後に知ったということの要因が1つあります。それと、その建築基準法が変わったことによりまして、給食場を当初の改築から新築にしなければならなくなったところの

増要因です。

それと、当初こちらが把握できておらなかった味舌東小学校に係る建築基準法上の道路車線規制というのが設計を委託する段階、時点では去年の平成17年の11月時点でございますが、その時点に私どもの建築の技術者から指摘されて、そのことについて、設計協議の中で協議したいということで、去年の12月に特別教室等も出てきたという答弁はさせていただいたということでございます。

設計の予算をいただきましたので、設計業者と設計する中で、例えば特別教室を残す方法があるのかないのかの検討をお願いしたいと、私どもは必要最小限の経費でやっていきたいということで、設計業者の方にお問い合わせする中で、例えば1階、2階だけ残す方法もあることにはあるんですけども、しかしそこにお金を投じるよりも、建築後30年もたっている建物を残すよりも、むしろこの際は一体として建てた方が、今後のことを考えればいいのではないかという、そういう判断になりまして、結果として特別教室等はすべて解体をし、最終的には普通教室15プラス特別教室3、それと給食場の新築という形で、当初考えておりました普通教室12、給食場の改築と比べれば、特別教室7教室分が新たに必要になったということと、給食場が新たに改築になったということで、確かに当初と比べれば、予算額については、一定大幅にふえておりますが、しかし当初計画した普通教室10教室の当時の建築単価と今回建てる普通教室5教室の建築単価はそれほど変わりはありません。

ですから、今回大幅にふえた理由といたしましては、私どもが詳しく把握しておらなかった建築基準法の改正に伴うものと、それと既存不適格ということで、

どうしても新たに特別教室なりを建てなければならなかったと、そういう経過がありまして、今回、9月の補正の時点で、そのことを説明させていただく中で、一定委員会で可決していただいたということでございます。

○嶋野委員長 池上課長。

○池上青少年課長 学童保育と、今後の放課後子どもプランのことについてのご質問に答えさせていただきます。

それぞれの制度の説明は割愛させていただきまして、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、それぞれの目的というのは違っております。もともと文部科学省、また厚生労働省ということで、国からの補助等についても違ってきております。

しかし、今後これを一体的あるいは連携して取り組んでいくというのが国から出された一定の指針でございます。

私どももやはり、これも委員おっしゃられましたけれども、本当に学童保育に入っている1年生から3年生までの児童だけの安全対策を考えていけばいいのかということでは当然ございません。あるいは放課後、子どもをどうしていくのか。みんなが伸び伸びと遊べるようにするにはどうしたらいいのかというのを考えていく必要があるということです。

この中で、わくわく広場というのを週1回やっておりますけれども、先日お答えさせていただきましたけれども、いろんな問題があります。いろんな問題がありますけれども、やはりこの中で子どもたちにいろんな経験をさせてあげたいと。また学童保育に入っている子もその中で一緒にほかの子たちと経験できることもたくさんあるかと思えます。

今後、どういう形になるのかわかりませんが、また国の方から、また府の方からも詳細というのはきちっとはま

だ出ておりませんので、これからいろんなこと、いろんなことを研修しながら、両事業をどうあるべきなのか。またどういうふうな連携の仕方があるのかというのを関係課、またこれを進めていくには本当にいろんな方のご協力というのが必要であればできません。ですから、子どもの安全・安心というか、ひいては地域コミュニティまで大きなことを言ってしまっただめなんですけれども、本当にいろんな人が集まれる居場所づくりに向けて、いろんな方のご意見を聞きながら、今後、制度をどういうものがいいのか、考えて進めてまいりたいと思っております。

○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、幾つか学校教育にかかわるご質問にお答えしたいと思います。

まず、特別支援教育についてでございますが、特別支援教育につきましては、先ほどありましたように、LD、ADHD、高機能自閉症と特別な教育の受動のある児童・生徒等について教育的な支援体制の整備と教職員や保護者への理解、啓発を図っているところでございます。

具体的には、学校の方でそういうニーズについて発見するための場と教職員の委員会、特別支援教育コーディネーターと申しておりますが、その方を中心とした委員会の組織を既に各学校につくっていただいております。

しかし、具体的な人の支援ということは、これは私どもが持っております障害児の介助の事業とは異なる事業でございますので、現在は基本的には各学校での委員会と各学校の職員スタッフでもってその擁する児童、お子さんについての支援に取り組んでいただいております。

一部今後のことといたしましては、さ

らに小学校1年生等への補助の教員等を含めて、可能な限り支援等を図るようなことについて、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、性教育について、第2中学校の方で実施をされました研修の内容でございますが、これにつきましては、第2中学校はいわゆる「生教育」という「性」ではなくて、「生きる教育」の中に性教育も含めて、すべての人が自分の生、いわゆる生きるということを100%享受できることを目指す教育ということで、性教育も含めて指導に現在取り組んでいただいております。

例えば、摂津市の健康推進課の保健師の立場からの問題提起、それからその中に貝塚五中の先生に来ていただいて研修を持ったところでございます。この内容につきましては、問題提起といたしましては、貝塚五中からの提起といたしましては、今申しましたような生きることの教育への視点の内容、それから、中学生・高校生の妊娠・出産の課題、それから3つ目にエイズ教育という形で、その中に含めた形で講演を受けたという報告を聞いておるところでございます。

続きまして、平和教育についてでございます。これにつきましては、私どもの教育方針の中にも生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけるよう努力するという形で、各学校で修学旅行、また8月6日の登校の教育等、各学校が工夫をされた平和教育に取り組んでいただいております。

さらに、禁煙教育についてでございますが、これは健康教育の中の重要な柱といたしまして、具体的には、警察、保健所等の専門家によります禁煙、それから

飲酒・薬物乱用防止教育というものを開催し、学校だけでなく、そういった関係機関と連携を強化しながら、学校教育全体を通じて、指導計画を作成するようにお願いをしております。

また、小学校の方でも禁煙教育につきましては、保健室の養護教諭を含めて、各学年に応じた形で禁煙教育等を実施しているという現実もございます。

○嶋野委員長 平松室長。

○平松人権教育室長 児童虐待防止についてお答えいたします。

摂津市では、児童虐待防止連絡会、通称キャピセというのを作りまして、虐待の早期発見、早期対応に努めております。キャピセでは、吹田子ども家庭センター、教育委員会、健康推進課、こども育成課、家庭児童相談室、それらが中心となりまして、虐待の疑いがある、あるいは虐待だと言われるケースについて、話し合っただけで処置を決めていってまいります。

ですから、もし虐待があるかもしれないという、そういう疑いのある場合も、例えば学校在籍でありましたら、学校へ。それから幼稚園・保育所等でしたら、そちらの方、あるいは家庭児童相談所の方に相談していただければ、すぐにキャピセの方でケース会議を開き、その後の対応を決めて処置をいたしていきます。

○嶋野委員長 川口委員。

○川口委員 地域こども教室と学童保育の問題ですけれども、本当に摂津でも、全国的な流れと同じように、学童保育が先ほどの報告でも、柳田小学校に統合するというときに、十分いけるであろうという予測だったと思うんですけれども、やはり働く親の状況が変わってきているということもあるでしょうし、住宅開発の問題なんかもあるのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、しっ

かりと予測をするという、そういうことも大事であるということですので、その中で、放課後こどもプランというのが、この2つの事業を一体的、または連携しながら実施すると、そういうことを求めているという中で、安易な民営化であるとか、そういうことになるのは絶対に私は許されないと考えていますし、実際に事業の中身も違いますし、摂津の学童保育の中で、親御さんたちと一緒にやってきた歴史もありますし、やはり内容についての違いということと、もう一つは、摂津が余りにも子どもたちが地域で過ごす場所がなさ過ぎるという、そういうこともあると思うんですね。

児童センターが1か所しかありませんし、そういう中で、そしたら第2児童センターとか、中学・高校ぐらいに本来ならば児童センターがあれば、そこで過ごすこともできるということもあると思うんですねけれども、そういうのもなかなか計画が見えてこないという中で、地域こども教室というのがスタッフの確保とか、なかなか経費の問題とか、大変になってくると思うんですねけれども、やはり地域の皆さんの力も借りながら、学校施設を開放して、地域に利用してもらおうという、そういう意味で子どもたちに、居場所を提供していくということが、それも大事なことだと思いますので、いろいろ大変だと思いますが、ノウハウを持っている学童の指導員さんもおられるし、やはり同じ子どもを見ていくということもありますので、ぜひ頑張って取り組んでいただきたいと、両立できるように取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思います。

小学校の統廃合問題の件では、債務負担行為ですので、ことしの予算の中でということなんですけど、そのときに、説明

も前回の9月委員会でも聞いていますからあれなんですけれども、一体どこでわかったんだということなんです。去年12月の委員会のときに、馬場次長が説明しておられるのは、味舌東小学校については、基本的には10教室プラス特別教室の必要な部分ということで考えているということ、実際には大きな工事費がかかるから、事前に正確な設計図書をつくっていただく中で、必要最小限の経費にとどめたい。去年の12月委員会でもこういうふうには言っているわけですね。そういう中で、説明をしてこられて、そのときに約6億円程度の額で債務負担行為をやった金額、根拠を聞いたときにそういうふうにおっしゃいました。

しかし、柳田小学校の部分でも、このときに説明されたのは、資料室などに今転用している教室を、普通教室に改築をするだけの費用で済むと、そういうふうにもおっしゃっていたわけで、資料はそのときは不用というふうになっていましたし、そういう中で1億円という数字が出てきたわけなんですけれども、さらにほかのいろんなふやさなければならぬ問題も出てくるということがあるので、これからの審査にかかわってくるのですから、やはり要るものははっきりとちゃんと要るんだと見込んだ中で、後からどんどん出てくるということが、さっきの学童のホームの建てかえの予測が外れたというのはありますけど、予測ではないんですね。いつ決断をしたのかというのが、去年の12月ごろの後なのか、3月だったのか、そういうことも不明なままで、今またこの委員会が審査されようとしているわけですので、大事な予算にかかわってくる問題でしたので、このことについて、詳しく把握していなかったとか、既存不適格であったというのが一体いつわ

かって、どう判断したのか。いつの時点で。これだけはちょっとはっきりしていただきたいんですね。

あとまたあした、現地視察とか、協議会開いていただきますので、説明を受けなければならないのですけれども、前の委員会でやった問題ですので、この点については納得いかないのです、きちんとその辺はもう一回お聞きしたいと思います。

LD、ADHDとか、高機能自閉症ということで、今、障害児介助員以外でやっているということなんですけれども、実態的に、ちょっと資料を何も持っていないんですけど、ふえているとは思っていますよね。その辺のところ大体でいいのです。どうだったのか。この事務報告書を見てもちょっとわからないので、それだけ確認をしたいと思います。

それから、子ども虐待防止連絡会との連携については、ケース会議でやってとか、そういうことなんです。実際に小学校や中学校へ行っている子どもで、こういう疑いがあるなど、一般市民の人が認識されたときに、民生委員さんに相談するとか、そういうのもあると思うんですけど、学校の校長とかに相談に即行っていいんでしょうか。そういう連携があるのかというのをお聞きしているんですけれども。

やっぱり緊急性を要する部分というのは、これからもまだ残念やけれどもふえてくると思うんですね。そういう点で、やはりこども110番の家とか、そういうのはありますけれども、こういう問題で、一体だれにどう言ったらいいのかわからないというのがあるので、この辺では学校なんかをもっと相談しやすいとか、通報しやすいとか、そういうことになってほしいなと思っておりま

すので、その辺の具体的な緊急の通報なんかはどうしたらいいのか。その辺は、どういうふうに対応しておられるのか、答弁をお願いします。

それから、教育研究所の中で、カウンセラーとかもおられると、家庭児童相談室にもいてはりますよね。こういう中で、適用指導教室「パル」なんかの方に相談に行かれる方と家庭児童相談室に相談に行かれる方がいらっしゃると思います。親御さんで子どもの不登校の問題で、これは両方でどちらでもどうぞという感じになっているのか、なかなか私はパルの方が見えにくいので、つい家庭児童相談室なんかいろんな相談をすることも多いんですけれども、その辺のところもどうなっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

あと性教育の問題ですけれども、やっぱり命を大切にするという、命を生み出すことの大切さとか、そういうことが大切ということで、実際どうなっているのかなと思うんですが、具体的にはあれなんですけれども、行き過ぎた性教育などという、そういうような報道がやられたりする中で、実際には摂津では、望まない妊娠であるとか、中学生とかのそういうこともふえてきていると思うんですね。そういう点で言うと、やはりしっかりと性教育を生きた教育としてやっていただきたいので、男女平等教育の基本としても、このところをしっかりと押さえていただきたいなと思っておりま

すので、要望しておきたいと思

平和教育、禁煙教育についても、また詳しく具体的にはお聞きしたいと思いますので、この点もさらに充実していただくようお願いしたいと思います。

あと大変申しわけないですけれども、あともう一点だけなんです。学校の先生の早期退職、そういう方もふえてきて

いると思うんですね。やはりいろいろ体の問題とか、高齢の問題とかもあると思うんですが、そういう中で、新規採用された先生、職員の方の中でやめていかれる、そういう割合は摂津は高くないのか。その辺はどうなんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 統廃合に関して、数字が変わっているけれども、どの時点でどういうふうになったのかということと時点を追って答弁してほしいということでございましたので、そのあたり整理しながら答弁させていただきたいと思えます。

まず、去年の12月に統合の条例と設計業者にかかる債務負担を上げさせていただきました。そのときに、川口委員の方から、債務負担行為の金額が出ているけれども、それについてどの程度の工事費を見込んでいるのかというご質問がございましたので、工事費の算出根拠ではなくて、私はその時点では、設計の金額を債務負担として上げるときに、その設計の金額、一体どれぐらいに対応している工事費なのかということをおもひの内部の積算がございまして、それでお答えしたということですが、そういうことを踏まえて、時点を追ってお答えいたします。

まず平成17年6月に建築基準法の改正がございました。そのときには、その建築基準法の詳しい内容は私どもは把握しておりませんでした。

その次に、平成17年11月に道路の車線規制が判明いたしまして、そこで初めて味舌東小学校の特別教室が既存不適格になるということがわかりました。

それで、そういうことがわかる中で、平成17年12月に債務負担行為の補正

予算を上げさせていただきました。そのときに、先ほど言いましたように、川口委員からご質問がございましたので、2,044万円の債務負担行為を上げたわけですが、その2,044万円の設計の債務負担行為の基礎となる工事費がどれぐらいであるかというご質問でございましたので、大体これぐらいの金額をとということで、そのときに私の方から柳田小学校につきましては約1億円台の設計の金額になりますと、味舌東小学校につきましても約6億円程度になりますということで、これはあくまでも、その設計の金額の説明のために言った分でございます。直接工事費がその金額であるということではなくて、あくまでも内部的にそれぐらいの予算を上げさせてもらったことの根拠ということで、ご説明させていただきました。

ですから、そのときに、私、お答えしておりますのは、当然専門業者に設計していただくので、工事費についてはこれが変わるから、あくまでも参考をお願いしたいということをお答弁の中で答えさせていただきます。

それで、その後、債務負担の補正予算が通りましたので、正式に設計業者と味舌東小学校の設計の契約をし、設計業者と設計協議する中で、平成17年6月の建築基準法の改正の内容が設計業者の方からアドバイスがありまして、問題となっております2階以上が連結できない問題であるとか、50平米以上、増築できなくて、給食場を新設しなければならない問題とか、そういう問題が債務負担行為を組んだ後の設計業者との正式協議の中で、その平成17年6月の建築基準法の改正の詳しい内容が私どもに示されたということでございます。

その内容は、非常に技術的なことでご

ざいますので、私どもはあくまでもそういうことも知り得るために専門のコンサルタント業者に委託契約しておりますので、その中でわかり得た範囲のことを設計業者と協議しながら、例えば道路車線規制につきましても、建築基準法をクリアすれば、こういった工法があるのか、残す方法があるのかないのか、そういうことも含めて、設計協議の中で、種々協議する中で最終的には先ほど申し上げましたように、あえてそこに特別教室を残すよりも、今後のことを考えれば、普通教室と一体になって、建設した方が学校の教育環境については望ましいという判断をさせていただきまして、平成18年9月の補正予算で盛り込ませていただいたと。

ですから、建設工事費で9億円ほどになっておりますが、これが最終的に確定いたしましたのは、設計図書ができる8月の時点まで正確な数字は決まっておらなかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○嶋野委員長 平松室長。

○平松人権教育室長 児童虐待の防止について、再度お答えします。

民生児童委員協議会ですけれども、虐待防止連絡会の構成団体となっております。ですから民生児童委員さんが、そういう疑いを持たれた場合、小学校あるいは中学校、そこに相談していただければ結構かと思ひます。

また、緊急性がある場合は、一応、吹田子ども家庭センターの方に連絡をいただいております。また、大阪府の方では、24時間対応の電話相談を設けておりますので、そちらの方に連絡をしていただければ、24時間いつでも対応をできるようになっております。

それから、そういう例えば電話相談と

かにつきましては、学校の方、小学校5、6年生と中学生全員に、そういう相談機関等の連絡先を書いたカードを、先月すべて配付しております。そういう対応の仕方を行っております。

○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 特別支援教育にかかわりまして、2回目の答弁をさせていただきます。

いわゆるLD、ADHD、高機能自閉症等、軽度発達障害という形でお話をさせていただきますと、その児童・生徒というのは確実に増加をしているという認識を持っております。しかし、この軽度発達障害のお子様の場合、いわゆる通常の学級でも指導が可能であるかどうかということがポイントになりますので、通常の学級の在籍のお子様につきましては、各学校の校内委員会等を含めて、学校での対応を考えているところでございます。

しかし、そういった軽度発達障害のお子さんも養護学級に在籍をされるというケースもふえてきております。これは、私どもの市だけではなく、府下的に養護学級の数が増加しているということからも、その傾向が伺えるというふうに認識をしております。

○嶋野委員長 前馬参事。

○前馬学校教育課参事 新規採用教職員の退職者数の状況でございますが、今年度、本市の新規採用の教職員は27名でございます。ここ数年、各年度10名を超える人数の新規採用の教職員がおりますが、この5年間をとりましても、1名が結婚等による他府県への異動ということで、一たん退職をして他府県を受験し直すというようなことがございましたが、そのほかにおきましては、本市では退職者はございません。

○嶋野委員長 山本所長。

○山本教育研究所長 先ほど相談の件で、教育研究所か吹田子ども家庭センターか、どちらにしているかわからないという点の件でございますけれども、基本的には、教育問題等で学校現場で起こった、あるいは家庭で起こったという場合は、教育研究所へ連絡していただければ結構でございます。

内容によりましては、難しい事案とか、緊急性を要する事案とか、あるいはいじめなど重たい事案につきましては、先ほどありましたキャピセ等に、家庭児童相談室等も連携をとっておりますので、そちらとも教育研究所が連絡する場合もございますが、そういった事案につきましては、家庭児童相談室の方に連絡していただいても結構でございます。

○嶋野委員長 川口委員。

○川口委員 統廃合の問題にかかわる問題です。先ほどから、いつ決断したのかと聞いているんですね。債務負担行為の条例、補正予算が去年12月通って、その後、実際に設計協議する中で、建築基準法の問題であるとか、いろんなことがわかってきたと。専門のコンサルタントに頼んでということで、最終わかったのは8月ということですけど、いつ決断したのかと聞いているんです。3月、6月議会でも報告する機会があったでしょうということを言っているんです。いつの時点で、それを決めるわけですか。その説明では、絶対納得できないですよ。特別教室等を改築をして残して使うのと、解体を決断するというのと、8月の段階で決断するというのではないと思えますよ。そういう報告をしないまま来ているということに納得いかない。1つはそういうことです。

そういうことで数字が柳田小学校にし

ても、当初のおっしゃっていた金額とはまたすぐ変わるんですね。すぐ変わるんです、数字が。そういう不誠実な対応をしているということ認識していただきたいんです。去年の条例を決める時点でも、PTAや地元の皆さんの大変な不信がある中で、やはり条例を通してきたわけでしょう。そういう中で、このようにどんどんと中身が変わるといふ。大事な問題です。子どもたちが通う学校施設ですから、やっぱり安全であってほしいし、快適に過ごしてほしいと私も思います。だけど、こんな大きな数字が債務負担行為が通った後で、8月までの間にいつの時点で決断したのか。そのことを聞いているんです。全然明らかになっていないです。そんな8月のぎりぎりの時点で決断するはずないんです。こんな大事な問題でね。大幅な改築ですし、増築ですし。ちゃんと説明責任果たしてください。

軽度発達障害や、LD、ADHDの子どもたちが確実に増加している。これは摂津だけの問題ではないと思います。ただ、先生が学校のクラスの運営をする中で、やはり補助の先生とか、そういうのは本当に十分にいけるのか。大規模にこれらになっていくわけで、そうなっただけでまた大変さも出てくると思うんですね。養護学級の数もふえていくと。ということは教室もふやさなければならぬという問題も出てくるのではないかなと思います。

ただ、地域の学校に通うという選択をする親御さんの方が多いと思うので、そういう中で親御さんのケアも必要になっていますし、本当に先生たち私は大変だと思っているんです。そういう中で、やはり養護学級の充実と、それから私がずっと気になっていきます障害児介助員の、全

然ふえないんです、この人数も。ずっと同じ人数のままで給与もほとんど同じような状態のままでいいのかなとずっと思っております。このことについても今後充実していただくように要望しておきたいと思えます。

子どもへの虐待の連携について、今ご説明ありましたけれども、そういうネットワークがつくられるというのは大事だと思うんです。ただ、やはり身近な学校の教頭先生であるとか、担任であるとか、そういう人に連絡をするのが私はすごく早いのではないかなと思っておりますけれども、一市民がしたらだめなんですかね。相談を受けた一市民の方が校長や教頭とかに相談をかけにいかれるというのはだめなんでしょうか。やっぱり民生委員さんに相談をしてということになっているのか。緊急性を要する場合ももちろんこれからあると思えます。そういう点で、摂津では、悲しい事故が起こらないように、事件が起こらないようにということで、この辺のところは24時間対応のカードを子どもたちに持って帰らせたということなんですかけれども、そういった子ども家庭センターなどもありますけれども、やはり身近な学校の先生に相談をすることで、先生方もいろいろ家を訪問していただいたり、やっているのも実際にはお聞きをしておりますが、その機能していただきたい。キャピセがもっとしっかり機能していただきたいと思えますし、緊急対応できるように、摂津には家庭児童相談室という施設がありますので、そういうのも有効に使っていただくように、連携をとれるようお願いしたいと思います。

先生の退職の問題ですが、だんだん定年になる方がふえていくということで、若い先生が採用になっていくということ

はいいことだと思うんですけども、やはりいろんなメンタルとか、身体的な部分とか、そういう点で、やはり病気になることのないように、ぜひこういう点でもいろいろな相談活動などにも学校教育課がしっかりと回っていただくように要望しておきたいと思えます。

○嶋野委員長 川口委員、虐待の件で、市民が個人的に気づいて学校長に直接相談するのはだめかというのは、これは質問でよろしいですか。

平松室長、その点お答えください。

○平松人権教育室長 その問題につきましても、もちろん市民の方が学校の方に行っていただければ、もちろん結構ですし、ありがたいことだと思っております。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 特別教室を建てるなり、そういうのがいつの時点で、どういうふうになって決まったのかということで、答弁が不足しているということでございますけれども、去年の12月に債務負担でご説明したのと、次の議会が3月にございました。その委員会の中で、ご質問ございましたので、その時点で、今現在コンサルタントの方からは建築基準法に伴う道路車線規制に係る部分の施設が一部あるということで、その施設の現状について建築基準法をクリアすれば、どういった工法があるのか、またそれに伴って、どういった増改築をするにつきまして協議しておりますということで、3月の時点では、まだ具体の提案を私ども受けておりませんでした。そのことを私の方は知り得たことを委員会の答弁として記録に残させていただいたわけでございます。

その後、新年度に入りまして、協議してまいりましたけれども、ちょっとその間、委員会、私ども協議会をということ

も念頭になくて申しわけないんですが、記録として残っておりませんので、今現在、じゃあいつにどういう判断をしたのかと言われると、ちょっと日にちは正確にはお答え申し上げられないのですが、いずれにしても、新年度に入って先ほど言いました委員会の答弁と私どもがコンサルタント業者にお願いしたいろんな工法の提案がございました。そういった中で、最終的に9月議会に間に合わせるべく、最終的に7月の時点でこういった工法でいこうということの中で、予算を財政方に要求して、その中でこの形が決まったということがございますので、具体的に決まったのは新年度に入ってからということでございます。

○嶋野委員長 川口委員。

○川口委員 3月議会でももちろん質問していましたが、あれなんですけれども、今ようやく7月ごろにそういう方法を判断をしたということなんですけど、大変重要な変更なんです。さっきの柳田小学校の学童のホームの建てかえどころの問題じゃないんです。比較するのもなんですけれども、3月に具体的な提案を受けておりませんでしたとか、人ごとのようにおっしゃいますけれども、こちらがこうするというところでやっていて、いろいろ建築基準法の問題とか、そういうのが出てきているわけで、全くこのやり方は不透明ですし、委員会に対してやはり不誠実きわまりない態度だと思っておりますので、この7月ごろにこういう方法でいきたいといった時点で、やはり大幅に変更するというのも見込めたわけですから、せめて正副委員長とか、そういうところに報告ぐらいはあってよかったのではないかと。そういうふうにも思っておりますので、全くこのやり方については納得できません。

また、今後はしっかりと質疑できるようにやっていきたいと思っております。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 報告を受けたのは、ちょっと違うんちがいますか。私が聞いた限りでは、3日ぐらい前にわかりましたという報告受けたんですよ。7月にわかっていたんやったら、何で3日前という発言があったのかな。

(「議事進行」と山本善信委員呼ぶ)

○嶋野委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 今の答弁と委員の間でも認識が違いますから、もう少し調整していただけないか。しっかりそちらの方との間にかみ合うようにして答弁していただきたいと、まとまらないと思いません。

○嶋野委員長 暫時休憩します。

(午後2時48分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

補足答弁いただきます。

馬場次長。

○馬場教育総務部次長 最終的に、この工事の内容がいつ決まったのかということでございますが、それにつきましては、当然教育委員会は予算権ございませんので、市長の方に調整させていただくわけでございます。市長の方の予算査定がこの9月議会の場合は、8月25日にございましたので、その8月25日に学校の設置者としての市長が予算の提出を決定したということでございます。

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時 1分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後3時2分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 嶋野浩一朗

文教常任委員 川口純子